

令和 7 年度 指定障害福祉サービス事業者等指導調書

No. 9 指定障害者支援施設

事業所の名称			
事業所の所在地	鹿児島市		
事業者の名称			
事業所番号	4 6		
指導年月日	令和	年	月 日
指導調書作成担当者			
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名	
	職名	氏名	
	職名	氏名	
連 絡 先 等	電話		
	F A X		
	Eメール アドレス		
	H P アドレス		
指 導 監 査 課	職名	氏名	
	職名	氏名	
	職名	氏名	

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

※ A 4 両面印刷で提出してください。

※ なお、「第 6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い」については、指定を受けた事業の部分について、印刷して提出してください。

(例) 指定を受けた事業が、生活介護、施設入所支援、自立訓練（生活訓練）である場合、この表紙から主眼事項及び着眼点の 1 頁から 1 5 1 頁まで及び 1 6 8 頁から 1 9 5 頁までを印刷の上、提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

＜過去３年の出席状況＞

令和	年度	・	・	・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度	・	・	・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度	・	・	・	(	出席	・	欠席	)

- 集団指導は、毎年開催し、支援サービス等の取扱い、給付費に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、伝達等を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

《目 次》

I	運営指導当日準備する必要書類	9
II	主眼事項及び着眼点（指定障害者支援施設）	
第1	基本方針	10
第2	人員に関する基準	
1	従業者の員数	10
2	複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	22
3	従たる事業所を設置する場合における特例	24
第3	設備に関する基準	
1	設備	26
	（経過措置）	28
第4	運営に関する基準	
1	内容及び手続の説明及び同意	34
2	契約支給量の報告等	34
3	提供拒否の禁止	36
4	連絡調整に対する協力	36
5	サービス提供困難時の対応	36
6	受給資格の確認	36
7	介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	38
8	心身の状況等の把握	38
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	38
10	身分を証する書類の携行	38
11	サービスの提供の記録	38
12	指定障害者支援施設等が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の 支払の範囲等	40
13	利用者負担額等の受領	42
14	利用者負担額に係る管理	46
15	介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等	46
16	指定障害福祉サービスの取扱方針	48
17	指定障害福祉サービス計画の作成等	48
18	サービス管理責任者の責務	52
19	相談等	52
20	介護	54
21	訓練	56
22	生産活動	56
23	工賃の支払	58
24	実習の実施	60
25	求職活動の支援等の実施	60
26	職場への定着のための支援の実施	62
27	就職状況の報告	62
28	食事	62
29	社会生活上の便宜の供与等	64
30	健康管理	66
31	緊急時等の対応	66
32	施設入所者支援利用者の入院期間中の取扱い	66
33	給付金として支払を受けた金銭の管理	68
34	支給決定障害者に関する市町村への通知	68
35	管理者による管理等	68

36	運営規程	70
37	勤務体制の確保等	72
38	業務継続計画の策定等	76
39	定員の遵守	80
40	非常災害対策	82
41	衛生管理等	82
42	協力医療機関等	88
43	掲示	88
44	身体拘束等の禁止	88
45	秘密保持等	92
46	情報の提供等	92
47	利益供与等の禁止	94
48	苦情解決	94
49	事故発生時の対応	96
50	虐待の防止	98
51	地域との連携等	100
52	地域移行等意向確認担当者の選任等	100
53	会計の区分	100
54	記録の整備	100
	(経過措置)	
1	複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	102
2	設備	102
3	雇用契約の締結等	102
4	就労	102
5	賃金等	104
6	工賃の支払等	104
7	実習の実施	106
8	求職活動の支援等の実施	106
9	職業の定着のための支援等の実施	106
10	利用者及び従業者以外の者の雇用	106
11	経過的指定障害者支援施設等に関する読替え	108
第5	変更の届出等	108
第6	介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	
	基本事項	108
	一 生活介護	
1	生活介護サービス費	110
	減算が行われる場合	112
	生活介護サービス費以外の障害福祉サービスの利用	118
2	人員配置体制加算	118
3	福祉専門職員配置等加算	120
3の2	常勤看護職員等配置加算	122
4	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	124
4の2	高次脳機能障害者支援体制加算	124
5	初期加算	126
6	訪問支援特別加算	126
7	欠席時対応加算	126
7の2	重度障害者支援加算	128
8	リハビリテーション加算	130
9	利用者負担上限額管理加算	132

10	食事提供体制加算	132
11	延長支援加算	132
12	送迎加算	134
13	障害福祉サービスの体験利用支援加算	136
13の2	就労移行支援体制加算	136
13の3	入浴支援加算	136
13の4	喀痰吸引等実施加算	136
13の5	栄養スクリーニング加算	136
13の6	栄養改善加算	138
13の7	緊急時受入加算	138
13の8	集中的支援加算	138
14	福祉・介護職員等処遇改善加算	138

二 施設入所支援

1	施設入所支援サービス費	140
2	夜勤職員配置体制加算	144
3	重度障害者支援加算	144
4	夜間看護体制加算	146
4の2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	146
4の2	高次脳機能障害者支援体制加算	148
5	入所時特別支援加算	148
6	入院・外泊時加算	148
7	入院時支援特別加算	150
8	地域移行加算	150
8の2	地域移行促進加算	150
9	地域生活移行個別支援特別加算	150
10	栄養マネジメント加算	152
11	経口移行加算	152
12	経口維持加算	154
12の2	口腔衛生管理体制加算	154
12の3	口腔衛生管理加算	154
13	療養食加算	156
13の2	地域移行支援体制加算	156
13の3	通院支援加算	156
13の4	集中的支援加算	156
13の5	障害者支援施設等感染対策向上加算	156
13の6	新興感染症等施設療養加算	158
14	福祉・介護職員等処遇改善加算	158

三 自立訓練（機能訓練）

1	機能訓練サービス費	160
1の2	福祉専門職員配置等加算	166
1の3	ピアサポート実施加算	166
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	166
2の2	高次脳機能障害者支援体制加算	168
3	初期加算	168
4	欠席時対応加算	168
4の2	リハビリテーション加算	168
5	利用者負担上限額管理加算	170

6	食事提供体制加算	170
7	送迎加算	172
8	障害福祉サービスの体験利用支援加算	172
8の2	社会生活支援特別加算	172
8の3	就労移行支援体制加算	174
8の4	緊急時受入加算	174
8の5	集中的支援加算	174
9	福祉・介護職員等処遇改善加算	174

四 自立訓練（生活訓練）

1	生活訓練サービス費	176
1の2	福祉専門職員配置等加算	180
1の3	地域移行支援体制強化加算	182
1の4	ピアサポート実施加算	182
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	182
2の2	高次脳機能障害者支援体制加算	182
3	初期加算	184
4	欠席時対応加算	184
4の2	医療連携体制加算	184
4の3	個別計画支援加算	186
5	短期滞在加算	188
5の2	日中支援加算	188
5の3	通勤者生活支援加算	188
5の4	入院時支援特別加算	190
5の5	長期入院時支援特別加算	190
5の6	帰宅時支援加算	190
5の7	長期帰宅時支援加算	192
5の8	地域移行加算	192
5の9	地域生活移行個別支援特別加算	192
5の10	精神障害地域移行特別加算	192
5の11	強度行動障害者地域移行特別加算	194
6	利用者負担上限額管理加算	194
7	食事提供体制加算	194
8	精神障害者退院支援施設加算	196
9	夜間支援等体制加算	196
10	看護職員配置加算	198
11	送迎加算	198
12	障害福祉サービスの体験利用支援加算	200
12の2	社会生活支援特別加算	200
12の3	就労移行支援体制加算	200
12の4	緊急時受入加算	200
12の5	集中的支援加算	200
13	福祉・介護職員等処遇改善加算	202

五 就労移行支援

1	就労移行支援サービス費	204
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	212
3	高次脳機能障害者支援体制加算	212
4	初期加算	212

5	訪問支援特別加算	212
6	利用者負担上限額管理加算	214
7	食事提供体制加算	214
8	精神障害者退院支援施設加算	214
9	福祉専門職員配置等加算	214
10	欠席時対応加算	216
11	医療連携体制加算	216
12	就労支援関係研修終了加算	218
13	移行準備支援体制加算	220
14	送迎加算	220
15	障害福祉サービスの体験利用支援加算	222
15の2	通勤訓練加算	222
15の3	在宅時生活支援サービス加算	222
15の4	社会生活支援特別加算	222
15の5	地域連携会議実施加算	224
15の6	緊急時受入加算	224
15の7	集中的支援加算	224
16	福祉・介護職員等処遇改善加算	224

六 就労継続支援A型

1	就労継続支援A型サービス費	226
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	230
2の2	高次脳機能障害者支援体制加算	230
3	就労移行支援体制加算	230
3の2	就労移行連携加算	232
4	初期加算	232
5	訪問支援特別加算	232
6	利用者負担上限額管理加算	232
7	食事提供体制加算	232
8	福祉専門職員配置等加算	234
9	欠席時対応加算	234
10	医療連携体制加算	236
12	重度者支援体制加算	238
12の2	賃金向上達成指導員配置加算	238
13	送迎加算	240
14	障害福祉サービスの体験利用支援加算	242
14の2	在宅時生活支援サービス加算	242
14の3	社会生活支援特別加算	244
14の4	緊急時受入加算	244
14の5	集中的支援加算	244
15	福祉・介護職員等処遇改善加算	246

七 就労継続支援B型

1	就労継続支援B型サービス費	248
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	254
2の2	高次脳機能障害者支援体制加算	254
3	就労移行支援体制加算	256
3の2	就労移行連携加算	256
4	初期加算	256

5	訪問支援特別加算	258
6	利用者負担上限額管理加算	258
7	食事提供体制加算	258
8	福祉専門職員配置等加算	260
8の2	ピアサポート実施加算	262
9	欠席時対応加算	262
10	医療連携体制加算	264
11	地域協働加算	266
12	重度者支援体制加算	266
13	目標工賃達成指導員配置加算	266
13の2	目標工賃達成加算	268
14	送迎加算	268
15	障害福祉サービスの体験利用支援加算	268
16	在宅時生活支援サービス加算	270
16の2	社会生活支援特別加算	270
16の3	緊急時受入加算	270
16の4	集中的支援加算	270
17	福祉・介護職員等処遇改善加算	272

(参考)

	主な根拠法令等	274
--	---------	-----

運営指導当日準備する必要書類

指定障害者支援施設

1	指定申請書類(控)	有・無
2	組織図	有・無
3	勤務表, 出勤簿	有・無
4	給与台帳	有・無
5	職員の資格証, 研修修了証	有・無
6	平面図	有・無
7	運営規程	有・無
8	契約書, 重要事項説明書	有・無
9	利用料金等の説明文書, パンフレットなど	有・無
10	受給者証(写)	有・無
11	看護・介護記録, 生活介護計画等	有・無
12	辞令又は雇用契約書	有・無
13	前年度利用者数が分かる資料	有・無
14	職員の研修の記録	有・無
15	業務継続計画	有・無
16	消防計画	有・無
17	衛生管理等に関する記録	有・無
18	就業規則	有・無
19	秘密保持に関する就業時の取り決め(雇用契約書, 誓約書など)	有・無
20	秘密保持に関する利用者の同意書	有・無
21	苦情解決に関する記録	有・無
22	事故に関する記録	有・無
23	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
24	損害賠償保険証書	有・無
25	変更届(控)	有・無
26	金銭台帳の類	有・無
27	介護給付費又は訓練等給付費請求書(控)	有・無
28	介護給付費又は訓練等給付費明細書(控)	有・無
29	サービス提供実績記録票(控)	有・無
30	サービス提供証明書(控)	有・無
31	領収証(請求書)(控)	有・無

注1 運営指導対象期間は, 前年度4月1日から運営指導当日までですので, その期間に対応した上記書類を準備してください。

注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。

主眼事項及び着眼点（指定障害者支援施設）

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第 1 基本方針	(1) 事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。 (2) 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。 (3) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (4) 事業者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、相談支援事業者等を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じているか。 (5) 事業者は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
第 2 人員に関する基準	指定障害者支援施設等に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	いる・いない
1 従業者の員数	生活介護を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	いる・いない
(1) 生活介護を行う場合		
① 医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。	いる・いない
② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、常勤換算方法で、(ア)・(イ)に掲げる数を合計した数以上となっているか。 (ア) 平均障害支援区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数（利用者：厚生労働大臣が定める者を除く。） (i) 平均障害支援区分が4未満…<u>利用者の数を6で除した数以上</u> (ii) 平均障害支援区分が4以上5未満…<u>利用者の数を5で除した数以上</u> (iii) 平均障害支援区分が5以上…<u>利用者の数を3で除した数以上</u> (イ) (ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(1) 施設サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービス内容となっているか、また、指定障害者支援施設における目標、その達成のために、具体的内容を記載した運営規定及び施設サービス計画書を作成し適切に行っているか。 (2) 入所者の視点に立った、施設サービス計画書が行われているか。 ○医師 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。 なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。 また、生活介護において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとするものである。 ○「利用者」 施設障害福祉サービスの提供に際して指定障害者支援施設等に入所する者又は当該指定障害者支援施設等に通所する者という。(平19 障発第 0126001 号第一 2(1)①)	○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録 ○研修計画、研修実施記録 ○虐待防止関係書類 ○責任者を設置していることが分かる書類 ○勤務実績表 ○出勤簿(タイムカード) ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類 (実績表等)	法第 44 条 平 24 条例 53 第 3 条第 1 項 平 24 条例 53 第 3 条第 2 項 平 24 条例 53 第 3 条第 3 項 平 24 条例 53 第 4 条 平 24 条例 53 第 4 条第 1 項第 1 号 平 24 条例 53 第 4 条第 1 項第 2 号 平 18 厚告 553 号 三

主眼事項	着 眼 点	自己評価
② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、１以上となっているか。	いる・いない
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を機能訓練指導員として置くことができる。	いる・いない
	生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、１以上となっているか。また、１人以上は常勤となっているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 常勤換算方法 （総従業者の１週間の勤務延べ時間数）÷（施設において定められている常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）） ○ 勤務延時間数 勤務表上、当該施設障害福祉サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該施設障害福祉サービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。 ○ 平均障害支援区分の算定方法 （算式） $\{ (2 \times \text{区分} 2 \text{ に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分} 3 \text{ に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分} 4 \text{ に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分} 5 \text{ に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分} 6 \text{ に該当する利用者の数}) \} / \text{総利用者数}$ なお、平均障害支援区分の算出に当たって、経過措置利用者は又は生活介護以外の昼間サービスを利用する利用者は除かれ、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第２位以下を四捨五入することとする。 ○ 看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低１人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、１人以上は常勤でなければならない。		平 18 厚告 542 号 平 24 条例 53 第４条第１項第５号 平 24 条例 53 第４条第１項第６号

主眼事項	着 眼 点	自己評価
③ サービス管理 責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1 人以上は常勤となっているか。	いる・いない いる・いない
<u>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合</u> ① 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	自立訓練（機能訓練）を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。 ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。 イ 看護職員の数は、1 以上となっているか。 また、1 人以上は常勤となっているか。 ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1 以上となっているか。 ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を機能訓練指導員として置くことができる。 エ 生活支援員の数は、1 以上となっているか。 また、1 人以上は常勤となっているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
② サービス管理 責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1 人以上は常勤となっているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○サービス管理責任者 サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。 ➤ 指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならない。職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。 ➤ 1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。 (例) 利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合 ○看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置するとともに、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	平24条例53 第4条第1項第3号 平24条例53 第4条第1項第7号 平24条例53 第4条第2項第1号 平24条例53 第4条第2項第5号 平24条例53 第4条第2項第4号 平24条例53 第4条第2項第6号 平24条例53 第4条第2項第2号 平24条例53 第4条第2項第7号

主眼事項	着 眼 点	自己評価
③ 訪問による自立訓練(機能訓練)	事業者が、事業所等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	いる・いない
(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合	自立訓練(生活訓練)を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	
① 生活支援員(看護職員)	ア 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	いる・いない
	イ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	いる・いない
	ウ 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。	いる・いない
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	いる・いない いる・いない
③ 訪問による自立訓練(生活訓練)	事業者が、事業所等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、①に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	いる・いない
(4) 就労移行支援を行う場合	就労移行支援を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	
I 就労移行支援	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	いる・いない
① 職業指導員及び生活支援員	イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。	いる・いない
	ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。	いる・いない
	エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 訪問による場合 自立訓練（機能訓練）は、指定障害者支援施設等において行うほか、当該自立訓練（機能訓練）の利用により、当該指定障害者支援施設等を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業員の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。 （サービス管理責任者） （1）③参照 （訪問による場合） （2）③参照	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 3 号 平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 1 号 平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 3 号 平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 5 号
	（サービス管理責任者） （1）③参照	平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 2 号 平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 6 号
	（訪問による場合） （2）③参照	平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 4 号
	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 1 号ア 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 1 号イ 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 1 号ウ 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 5 号

主眼事項	着 眼 点	自己評価
② 就労支援員	常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上。	いる・いない
③ サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	いる・いない いる・いない
Ⅱ 認定指定障害者支援施設	Iの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	
① 職業指導員及び生活支援員	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。 イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。 ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。 エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	いる・いない いる・いない
<u>(5) 就労継続支援B型を行う場合</u>		
① 職業指導員及び生活支援員	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。 イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。 ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 就労支援員は、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。 (サービス管理責任者) (1) ③ 参照 ・ 従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設の教員との兼務が可能である。 (サービス管理責任者) (1) ③ 参照	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 2 号 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 3 号 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 7 号 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号ア（ア） 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号ア（イ） 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号ア（ウ） 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 5 号 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号イ 平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 6 号 平 24 条例 53 第 4 条第 5 項第 1 号（ア） 第 4 条第 5 項第 1 号（イ） 第 4 条第 5 項第 1 号（ウ）

主眼事項	着 眼 点	自己評価
① 職業指導員 及び生活支援員	エ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は、常勤となっているか。	いる・いない
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数となっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、１人以上は、常勤となっているか。	いる・いない いる・いない
<u>(6)施設入所支援を行う場合</u>	施設入所支援を行うために置く従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	
① 生活支援員	施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を１以上としているか。 ア 利用者の数が 60 人以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 人以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	いる・いない いる・いない
② サービス管理責任者	当該事業所等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。	いる・いない
利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○（６）の生活支援員 ➤ 夜間の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供する必要があることから、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。 ➤ ただし、生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、利用者の障害の程度や当該利用者に対する夜間の時間帯に必要となる支援の内容等を踏まえ、宿直勤務を行う生活支援員を 1 以上確保すれば足りること。 ➤ 昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合は、当該昼間実施サービスの従業者の算定に当たっては、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間数を含めても差し支えない。 （例） 昼間、生活介護（平均障害支援区分は 4）を行う指定障害者支援施設であって、利用定員が 50 人の場合（常勤職員が 1 日に勤務すべき時間が 8 時間であることとした場合） この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の 1 日の勤務延べ時間数は、 - 生活介護の従業者 $50 \div 5 = 10$ 人 $10 \text{ 人} \times 8 \text{ 時間} = 80 \text{ 時間}$ - 施設入所支援の生活支援員 $1 \text{ 人} \times 16 \text{ 時間} = 16 \text{ 時間}$ 合計 96 時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて 1 人の生活支援員を確保した上で、合計 80 時間が確保されれば足りるものであること。 ・「前年度の平均値」 前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とし、算定に当たっては、小数点 2 位以下を切り上げるものとする。	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数） が分かる書類 （実績表等） ○利用者数（平均利用人数） が分かる書類 （利用者名簿等）	第 4 条第 5 項第 3 号 平 24 条例 53 第 4 条第 5 項第 2 号 平 24 条例 53 第 4 条第 5 項第 4 号 平 24 条例 53 第 4 条第 6 項第 1 号 平 24 条例 53 第 4 条第 6 項第 3 号 平 24 条例 53 第 4 条第 6 項第 2 号 平 24 条例 53 第 4 条第 7 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
職務の専従	1に規定する事業所等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。 ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りではない。	いる・いない
2 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	（１）複数の昼間実施サービスを行う事業所等は，昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は，第2の一の1の（１）の②，一の1の（２）の①のイ及びエ，一の1の（３）の①のウ，一の1の（４）のⅠの①のエ，一の1の（５）の①のエの規定にかかわらず，当該事業所等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。	該当・非該当
	（２）複数の昼間実施サービスを行う事業所等は，第2の一の1の（１）の③，一の1の（２）の②，一の1の（３）の②，一の1の（４）のⅠの③，一の1の（４）のⅡの②並びに一の1の（５）の②の規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を，次の①及び②に掲げる当該事業所等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」で定めるものの利用者の数の区分に応じ，それぞれ①及び②に掲げる数とし，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。 ① 利用者の数の合計が60人以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61人以上 1に，利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	該当・非該当

チェックポイント	関係書類	根拠法令
「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて施設障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害者支援施設等における勤務時間（生活介護及び施設入所支援については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 - 当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。 - 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設等に置くべきサービス管理者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていれば足りるものである。	○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） ○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）	- 平 24 条例 53 第 4 条第 8 項 - 平 24 条例 53 第 6 条第 1 項 - 平 24 条例 53 第 6 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3 従たる事業所を設置する場合の特例	事業者等は、当該事業所等における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。	いる・いない 非該当

チェックポイント	根拠法令
平 19 障発第 0126001 号 第二の 1 事業者指定の単位について (1) 従たる事業所（昼間実施サービスの場合）の取扱いについて 指定障害者支援施設の指定等は、原則として施設障害福祉サービスの提供を行う障害者支援施設ごとに行うものとするが、障害者支援施設で行う昼間実施サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型）については、次の①及び②の要件を満たす場合については、当該障害者支援施設内の「主たる事業所（昼間実施サービスの場合に限る。以下同じ。）」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、当該障害者支援施設と異なる場所に一又は複数の「従たる事業所（昼間実施サービスの場合に限る。以下同じ。）」を設置することが可能であり、これらを一の障害者支援施設として指定することができる取扱いとする。 ① 人員及び設備に関する要件 ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が 1 人以上確保されていること。 イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。 （Ⅰ）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6 人以上 （Ⅱ）就労継続支援Ｂ型 10 人以上 ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。 ② 運営に関する要件 ア 利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。 イ 職員の勤務態勢、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。 (2) 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において、昼間実施サービスを当該障害者支援施設と異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の障害者支援施設として取り扱うことが可能である。	平 24 条例 53 第 7 条第 1 項 平 24 条例 53 第 7 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第3 設備に関する基準 1 設備 (1) 設備	事業所等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。 (相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。)	いる・いない
(2) 設備の基準	事業所等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。	
① 訓練・作業室	ア 専ら当該事業所等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。) イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
② 居室	ア 一の居室の定員は4人以下とされているか。 イ 地階に設けていないか。 ウ 利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き9.9平方メートル以上とされているか。 エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 オ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。 カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。 キ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
③ 食堂	ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。 イ 必要な備品を備えているか。	 いる・いない いる・いない
④ 浴室	利用者の特性に応じたものとなっているか。	いる・いない
⑤ 洗面所	ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。	 いる・いない いる・いない
⑥ 便所	ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。	 いる・いない いる・いない
⑦ 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○平面図 ○設備・備品一覧表	平 24 条例 53 第 8 条第 1 項 平 24 条例 53 第 8 条第 4 項 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 1 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 2 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 3 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 4 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 5 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 6 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 7 号

主眼事項	着 眼 点	自己評価
⑧ 廊下幅	ア 1.5メートル以上とされているか。 ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とされているか イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか。	いる・いない いる・いない
(3) 認定指定障害者支援施設	認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、(2)に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。	いる・いない
(経過措置)		
(1) 多目的室の経過措置	平成18年厚生労働省令第172号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」施行の日（施行日）において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮又は精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第3の1の(1)に規定する多目的室を設けないことができる。	
(2) 居室の定員の経過措置	施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のア中「4人」とあるのは「原則として4人以下」とする。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
・ 「中廊下」とは、廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者又は従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している 利用者のニーズを踏まえ、この基準に定める設備のほか、必要な設備を設けるよう努めるものとする。（段差の解消等）	○設備・備品一覧表 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 8 号 平 24 条例 53 第 8 条第 3 項 平 18 厚令 172 附則第 15 条 平 18 厚令 172 附則第 16 条

主眼事項	着 眼 点	自己評価
(3) 居室面積の経過措置	① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設(旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。)、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通所寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9.9平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。 ② 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9.9平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」とする。 ③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通所寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第③の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9.9平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。 ④ 平成24年4月1日において現に存していた整備法第5条による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設等となるもの(指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、居室面積について、4.95平方メートル以上とする。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	平 18 厚令 172 附則第 17 条第 1 項 平 18 厚令 172 附則第 17 条第 2 項 平 18 厚令 172 附則第 17 条第 3 項 平 18 厚令 172 附則第 17 条の 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
(4) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置	① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設，指定知的障害者通所寮，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，第3の1の(2)の②のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。 ② 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、「ブザー又はこれに代わる設備を設けること。」の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。	
(5) 廊下幅の経過措置	① 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第3の1の(2)の⑧中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。 ② 施行日において現に存する指定知的障害者通所寮，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第3の1の(2)の⑧の規定は，当分の間，適用しない。 ③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設，指定身体障害者療護施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第3の1の(2)の⑧の規定は，当分の間，適用しない。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	平 18 厚令 172 附則第 18 条
		平 18 厚令 172 附則第 18 条の 2
	○適宜必要と認める資料	平 18 厚令 172 附則第 19 条第 1 項
		平 18 厚令 172 附則第 19 条第 2 項
		平 18 厚令 172 附則第 19 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第４ 運営に関する基準 １ 内容及び手続きの説明及び同意	(１) 事業者等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	いる・いない
	(２) 事業者等は、社会福祉法第 77 条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	いる・いない
２ 契約支給量の報告等	(１) 事業者等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	いる・いない
	(２) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	いる・いない
	(３) 事業者等は施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	いる・いない
	(４) 事業者等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、（１）から（３）に準じて取り扱っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○内容及び手続の説明及び同意 (１) 指定障害者支援施設等は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設等から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 なお、利用者及び指定障害者支援施設等双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 (重要事項の主な項目) ① 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容 ③ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日 ⑤ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	○重要事項説明書 ○利用契約書 ○その他利用者に交付した書面	平 24 条例 53 第 10 条第 1 項 平 24 条例 53 第 10 条第 2 項
○ 契約支給量の報告等 (１) 当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載すること。 (３) 指定障害者支援施設等は、(１)の規定による記載をした場合には、遅滞なく市に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならない。	○受給者証の写し ○契約内容報告書	平 24 条例 53 第 11 条第 1 項 平 24 条例 53 第 11 条第 2 項 平 24 条例 53 第 11 条第 3 項 平 24 条例 53 第 11 条第 4 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3 提供拒否の禁止	事業者等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	いる・いない いる・いない
4 連絡調整に対する協力	事業者等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	いる・いない
5 サービス提供困難時の対応	(1) 事業者等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、就労移行支援事業者又は就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 (2) 事業者等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	いる・いない いる・いない
6 受給資格の確認	事業者等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 提供拒否の禁止 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合なお、指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援については、前年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されるため、就労定着者の割合を高めるために、利用者を選別することは認められず、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けた障害者に対しては、原則としてサービスを提供しなければならないものである。 また、正当な理由がなく、指定障害者支援施設等がサービスの提供を拒否した場合は、勧告、命令、取消等の対象となるとともに、市町村において、障害者に施設障害福祉サービスに係る支給決定を行う際には、指定障害者支援施設等には正当な理由がない限りサービスの提供を拒否できないことを十分に周知し、サービスの提供を拒否された場合には当該指定障害者支援施設等の連絡先を開示するなど、当該規定の違反があったことを把握できるようにすることが重要であること。 ※ 「難病等対象者」である理由のみをもって、一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成 25 年 3 月 6 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 12 条
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 13 条
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 14 条第 1 項
		平 24 条例 53 第 14 条第 2 項
	○受給者証の写し	平 24 条例 53 第 15 条

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 事業者等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 事業者等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない いる・いない
8 心身の状況等の把握	事業者等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 事業者等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 事業者等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない いる・いない
10 身分を証する書類の携行	事業者等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	いる・いない
11 サービスの提供の記録	(1) 事業者等は、当該施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助 (1) 支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。 (2) 利用継続のための援助 利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該指定障害者支援施設等のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 16 条第 1 項
	○アセスメント記録 ○ケース記録	平 24 条例 53 第 17 条
○ 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	○個別支援計画 ○ケース記録	平 24 条例 53 第 18 条第 1 項
(2) 利用者が当該施設を退所した後、地域生活への円滑な移行が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこと。		平 24 条例 53 第 18 条第 2 条
○ 身分を証する書類の携行 証書等には、当該指定障害者支援施設等の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 19 条
○ サービスの提供の記録 (1) 記録の時期 利用者及び指定障害者支援施設等が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。	○サービス提供の記録	平 24 条例 53 第 20 条第 1 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
11 サービスの提供の記録	(2) 事業者等は、当該施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 (3) 事業者等は、(1)・(2)の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。	いる・いない いる・いない
12 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 事業者等が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。 (3) 利用者の確認 (1)、(2)のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。 ○ 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 指定障害者支援施設等は、基準第 19 条第 1 項から第 4 項までに規定する額のほか曖昧な名目による不適切な費用の領収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、当該利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ① 施設障害福祉サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ② 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を当該利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 ➤ 介護給付等対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが曖昧な名目による費用の徴収は認めないことから運営規程等に明示されること必要である。 なお、嗜好品の購入等サービス提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 20 条第 2 項 平 24 条例 53 第 20 条第 3 項 平 24 条例 53 第 21 条第 1 項 平 24 条例 53 第 21 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 利用者負担額等の受領	(1) 事業者等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。	いる・いない
	(2) 事業者等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	いる・いない
	(3) 事業者等は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。	
	① 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる経費 <u>ア 食事の提供に要する費用</u> (次の(ア)又は(イ)に定めるところによる。以下同じ。) (ア) 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 (イ) 障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げるも者うち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号に掲げる者に該当する者については、食材料費に相当する額	いる・いない
	<u>イ 創作的活動にかかる材料費</u> <u>ウ 日用品費</u> <u>エ アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u>	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○利用者負担額等の受領 (1) 利用者負担額の受領 指定障害者支援施設等は、法定代理受領サービスとして提供される施設障害福祉サービスについての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けなければならないことを規定したものである。 なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。 (2) 法定代理受領を行わない場合 同条第2項は、指定障害者支援施設等が法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該施設障害福祉サービスにつき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設障害福祉サービスに要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該施設障害福祉サービスに要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。 (3) その他受領が可能な費用の範囲 指定障害者支援施設等は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる費用の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 ※①のエ、②のウ及び③のオの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日付け障発第1206002号当職通知)によるものとする。 ○「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」の具体的な範囲 ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用 (例) 一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば歯ブラシや化粧品等の個人用日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるもの。 (続く)	○請求書 ○領収書	平24条例53 第22条第1項 平24条例53 第22条第2項 平24条例53 第22条第3項 平24条例53 第22条第3項第1号 平18厚告545 二のイ 平18政令10 第17条第1～4号

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	② 自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる経費 <u>ア 食事の提供に要する費用</u> <u>イ 日用品費</u> <u>ウ ア及びイのほか，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u> ③ 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる経費 <u>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は，施行令第 21 条第 1 項第 1 号に規定する食事等の費用基準額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は，食費等の負担限度額）を限度とする。）</u> <u>イ 平成 18 年厚生労働省告示第 541 号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され，買収され，又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。</u> <u>ウ 被服費</u> <u>エ 日用品費</u> <u>オ アからエのほか，施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u> （４）（３）①ア，②ア，③アの費用については，別に厚生労働大臣が定めるところとなっているか。 （５）指定障害者支援施設等は，（１）から（３）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 （６）指定障害者支援施設等は，（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サービスの内容および費用について説明を行い，支給決定障害者の同意を得ているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
② 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用 (例) 事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、全ての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他日常生活費」として徴収することは認められない。 ③ 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）		平 24 条例 53 第 22 条第 3 項第 2 号 平 24 条例 53 第 22 条第 3 項第 3 号 平 18 政令第 10 第 21 条の 3 第 1 項 平 18 厚告 541
➤ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末一括徴収でもいいが、領収書は負担金受領の都度に交付しているか。 ➤ 領収書は、つぎに掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 利用者負担額は現に要した費用の額であるか。 ② その他の費用の額（個別の費用ごとに区分） ➤ 明細の項目等が利用者にわかりやすものとなっているか。 ➤ 重要事項説明書等説明を行う書面は利用者にわかりやすく内容が適当か。また、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。	○領収書 ○重要事項説明書	平 24 条例 53 第 22 条第 4 項 平 18 厚告 545 平 24 条例 53 第 22 条第 5 項 平 24 条例 53 第 22 条第 6 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
14 利用者負担額に係る管理	(1) 事業者等は、支給決定障害者（当該施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	いる・いない
	(2) 事業者等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。	いる・いない
	この場合において、当該施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	いる・いない
15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等	(1) 事業者等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。	いる・いない
	(2) 事業者等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○利用者負担額に係る管理 施設入所支援を受けている支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額を算定しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスのみを利用する支給決定障害者の依頼を受けて、利用者負担額に係る管理を行うこと。	○適宜必要と認める資料 ○通知の写し ○サービス提供証明書の写し	平 24 条例 53 第 23 条第 1 項 平 24 条例 53 第 23 条第 2 項 平 24 条例 53 第 24 条第 1 項 平 24 条例 53 第 24 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
16 指定障害福祉サービスの取扱方針	(1) 事業者等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 (2) 事業者等は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 (3) 事業者等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 事業者等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
17 指定障害福祉サービス計画の作成等	(1) 事業所等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。 (2) サービス管理責任者は施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 この場合において、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。 (3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 (4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 (5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 施設障害福祉サービスの取扱方針 (3) 支援上必要な事項とは、施設障害福祉サービス計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。 (4) 指定障害者支援施設等は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。 ○ 施設障害福祉サービス計画の作成等 (1) サービス管理責任者が作成すべき施設障害福祉サービス計画について規定している。 施設障害福祉サービス計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した書面である。 また、施設障害福祉サービス計画は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 (2) サービス管理責任者の役割 サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定障害者支援施設等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。 ア 利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めること。 (続く)	○適宜必要と認める資料 ○個別支援計画 ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 ○アセスメントを実施したことが分かる書類 ○面接記録 ○個別支援計画の原案 ○他サービスとの連携状況が分かる書類	平 24 条例 53 第 25 条第 1 項 平 24 条例 53 第 25 条第 2 項 平 24 条例 53 第 25 条第 3 項 平 24 条例 53 第 25 条第 4 項 平 24 条例 53 第 26 条第 1 項 平 24 条例 53 第 26 条第 2 項 平 24 条例 53 第 26 条第 3 項 平 24 条例 53 第 26 条第 4 項 平 24 条例 53 第 26 条第 5 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
17 指定障害福祉サービス計画の作成等	(6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定生活介護の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。	いる・いない
	(7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	いる・いない
	(8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際は、当該計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しているか。	いる・いない
	(9) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。	いる・いない
	(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	いる・いない
	(11) 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2)から(8)に準じて取り扱っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
イ 当該施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。 ウ 利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者へ当該施設障害福祉サービス計画を交付すること エ 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は、昼間、生活介護又は就労継続支援B型を利用するものにあつては少なくとも6月に1回以上、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を利用するものにあつては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。)を行うこと ○ 本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助) 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供管理者等がサービス提供に関わる本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めること。	○サービス担当者会議の記録 ○個別支援計画(利用者または家族の署名) ○入所者に交付した記録 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 ○モニタリング記録 ○面接記録 ○(2)から(8)に掲げる確認資料	平 24 条例 53 第 26 条第 6 項 平 24 条例 53 第 26 条第 7 項 平 24 条例 53 第 26 条第 8 項 平 24 条例 53 第 26 条第 9 項 平 24 条例 53 第 26 条第 10 項 平 24 条例 53 第 26 条第 11 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
18 サービス管理責任者の責務	(1) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。 (2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
19 相談等	(1) 事業者等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 (2) 事業者等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ サービス管理責任者の責務 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成のほか、次の業務を担うものである。 ① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと ② 指定障害者支援施設等を退所し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと ③ 他の従業者に対して、施設障害福祉サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと ○ 相談等 (1) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。 (2) 利用者が当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービス以外の外部の障害福祉サービス事業者等による生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該利用者の希望を踏まえ、地域における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供及び当該利用者と外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結に当たっての支援など、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。	○個別支援計画 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 ○サービス提供の記録 ○他の従業者に指導及び助言した記録 ○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 27 条第 1 項 平 24 条例 53 第 28 条第 1 項 平 24 条例 53 第 28 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
20 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 (2) 事業者等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 (3) 事業者等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行なっているか。 (4) 事業者等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 (5) 事業者等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 (6) 事業者等は、常時 1 人以上の従業者を介護に従事させているか。 (7) 事業者等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 介護 (1) 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。 (3) 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。 (4) 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。 (5) 指定障害者支援施設等は、利用者にとって生活の場であることから、居宅における生活と同様に、通常の一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。 (6) 「常に1人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに、複数の施設入所支援の単位など2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の生活支援員の配置を行わなければならないことを規定したものである。 また、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、施設障害福祉サービスの種類及びその提供内容に応じて、従業者の勤務体制を適切に組むものとする。	○個別支援計画 ○サービス提供の記録 ○業務日誌等 ○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○従業者名簿 ○雇用契約書 ○個別支援計画サービス提供の記録 ○業務日誌等	平 24 条例 53 第 29 条第 1 項 平 24 条例 53 第 29 条第 2 項 平 24 条例 53 第 29 条第 3 項 平 24 条例 53 第 29 条第 4 項 平 24 条例 53 第 29 条第 5 項 平 24 条例 53 第 29 条第 6 項 平 24 条例 53 第 29 条第 7 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
21 訓練	(1) 事業者等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 (2) 事業者等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 (3) 事業者等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 (4) 事業者等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
22 生産活動	(1) 事業者等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。 (2) 事業者等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。 (3) 事業者等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 訓練 (2) 訓練の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。 また、当該訓練は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。 なお、指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援は一般就労を希望する利用者に対し、生産活動、職場体験、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う一般就労を目的とした施設障害福祉サービスであることから、一般就労移行後には当該利用者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこと。 (3) 「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 30 条第 1 項 平 24 条例 53 第 30 条第 2 項 平 24 条例 53 第 30 条第 3 項 平 24 条例 53 第 30 条第 4 項
○ 生産活動 (1) 生産活動の内容 生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。 (2) 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮 指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。 (3) 障害特性を踏まえた工夫 指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 31 条第 1 項 平 24 条例 53 第 31 条第 2 項 平 24 条例 53 第 31 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
22 生産活動	(4) 事業者等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	いる・いない
23 工賃の支払	(1) 事業者等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 ※ 直近の会計年度の状況 ➡ 記入してください。 (事業名： 、R 年 月 日 ～ R 年 月 日) ① 生産活動に係る事業の収入（<u>給付費含まず</u>）（ 円） ② 生産活動に係る事業に必要な経費（ 円） ③ 利用者に支払った工賃の総額（ 円） ① - ② ≥ ③ ※ 直近の会計年度の状況 ➡ 記入してください。 (事業名： 、R 年 月 日 ～ R 年 月 日) ① 生産活動に係る事業の収入（<u>給付費含まず</u>）（ 円） ② 生産活動に係る事業に必要な経費（ 円） ③ 利用者に支払った工賃の総額（ 円） ① - ② ≥ ③ (2) 事業者等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、(1)により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（(4)において「工賃の平均額」という。）が、3千円を下回っていないか。 (3) 事業者等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。 (4) 事業者等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市及び県に報告しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(4) 生産活動の安全管理 指定障害者支援施設等は、生産活動の機会の提供をするに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。 ○ 工賃の支払等 (1) 指定障害者支援施設等は、生産活動に従事している利用者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。 (2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回るものとしてはならないこと。 ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。 (3) 都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。 (4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県(指定都市にあっては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府県及び中核市)に届け出なければならないこと。 なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照 ➤ なお、この場合の指定障害者支援施設等における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照されたい。	○工賃支払記録 ○工賃支給規定 ○就労支援事業に関する会計書類 (出納簿等) ○工賃平均額が分かる書類(1年間の工賃支払総額、1ヵ月の工賃支払対象者延べ人数等) ○工賃の水準を高めることに努めていることが分かる書類(ケース記録等) ○工賃の目標水準を設定した根拠が分かる書類(工賃支給規定、工賃向上計画書等) ○利用者への工賃通知の控え ○市への報告書	平24条例53 第31条第4項 平24条例53 第32条第1項 平24条例53 第32条第2項 平24条例53 第32条第3項 平24条例53 第32条第4項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
24 実習の実施	(1) 事業者等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。 (2) 事業者等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。 (3) 事業者等は、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
25 求職活動の支援等の実施	(1) 事業者等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。 (2) 事業者等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。 (3) 事業者等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 実習の実施 (1) 実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員等が中心となり、その開拓に努めること。 なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。 (3) 受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 33 条第 1 項 平 24 条例 53 第 33 条第 2 項 平 24 条例 53 第 33 条第 3 項
○ 求職活動の支援等の実施 求職活動については、施設障害福祉サービス計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員等が必要に応じ支援すること。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 34 条第 1 項 平 24 条例 53 第 34 条第 2 項 平 24 条例 53 第 34 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
26 職場への定着のための支援の実施	(1) 事業者等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。 (2) 事業者等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 (3) 事業者等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。 (4) 事業者等は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(2)に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
27 就職状況の報告	事業者等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しているか。	いる・いない
就労選択支援に関する情報提供	事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行っているか。	いる・いない
28 食事	(1) 事業者等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。 (2) 事業者等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 職場への定着のための支援の実施 指定障害者支援施設等は、当該施設障害福祉サービスを受けて、企業等に新たに雇用された利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。 また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定障害者支援施設等において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定障害者支援施設等は就職後6月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。 当該指定障害者支援施設等において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定障害者支援施設等以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。 なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 35 条第 1 項 平 24 条例 53 第 35 条第 2 項 平 24 条例 53 第 35 条第 3 項 平 24 条例 53 第 35 条第 4 項
○ 就職状況の報告 指定障害者支援施設等は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6月以上職場定着している者の数を、市に報告しなければならないこと。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 36 条
○ 食事 (1) 「正当な理由」とは、 ア 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合 イ 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合等をいい、食事の提供を安易に拒んではないものであること。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 37 条第 1 項 平 24 条例 53 第 37 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
28 食事	(3) 事業者等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 (4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 (5) 事業者等は、食事の提供を行う場合であって、当該事業所等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 (栄養士等の配置 有・無)	いる・いない いる・いない いる・いない
29 社会生活上の便宜の供与等	(1) 事業者等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 (2) 事業者等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 (3) 事業者等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(3) 栄養管理等 食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。 なお、指定障害者支援施設等における管理栄養士又は栄養士の配置については、支援に係る報酬の中で包括的に評価していること。 また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。 (4) 食事の内容 利用者に提供される食事の内容については、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとする。 調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること（「食品衛生監視票について」（平成16年4月1日付け食安発第0401001号）別添の食品衛生監視票の監視項目参照）。 (5) 指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合であって、栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるように努めなければならないこととしたものである。		平 24 条例 53 第 37 条第 3 項 平 24 条例 53 第 37 条第 4 項 平 24 条例 53 第 37 条第 5 項
29 社会生活上の便宜の供与等 (1) 指定障害者支援施設等は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるように努めなければならないこととしたものである。 (2) 指定障害者支援施設等は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。 (3) 指定障害者支援施設等は、利用者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設等が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。 また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならないこととするものである。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 38 条第 1 項 平 24 条例 53 第 38 条第 2 項 平 24 条例 53 第 38 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
30 健康管理	(1) 事業者等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 (2) 事業者等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。	いる・いない いる・いない
31 緊急時等の対応	従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	いる・いない
32 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い	事業者等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 健康管理 (1) 利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員 その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じ て健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。 ○ 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い ①「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうか の判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなど の方法によること。 ②「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、利用者及びその家族 の同意の上での入退院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜 を図ることを指すものである。 ③「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満 床であることをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退 院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない 場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しない ことに留意すること。 なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確 保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、利用 者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。 ④利用者の入院期間中のベッドは、短期入所等に利用しても差し支え ないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その 利用は計画的なものでなければならない。	○適宜必要と 認める資料 ○緊急時対応 マニュアル ○ケース記録 ○事故等の対 応記録 ○適宜必要と 認める資料	平 24 条例 53 第 39 条第 1 項 平 24 条例 53 第 39 条第 2 項 平 24 条例 53 第 40 条 平 24 条例 53 第 41 条

主眼事項	着 眼 点	自己評価
33 給付金として支払を受けた金銭の管理	事業者等は、当該施設等の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
34 支給決定障害者に関する市町村への通知	事業者等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 (1) 正当な理由なく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	いる・いない いる・いない
35 管理者による管理等	(1) 事業者等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、当該施設等の管理上支障がない場合は、当該施設等の他の職務に従事させ、又は当該施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) (2) 事業所等の管理者は、当該施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 (3) 事業所等の管理者は、当該施設等の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 172 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定障害者支援施設基準)第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○給付金として支払を受けた金銭の管理 ➤「厚生労働大臣が定める給付金」 ＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 38 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」(平成 23 年 9 月 30 日厚生労働省告示第 378 号) ＝ 児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) の規定による児童手当 及び 平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 107 号) の規定による子ども手当	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 42 条
○ 支給決定障害者に関する市町村への通知 法第 8 条第 1 項の規定により、市は、偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定障害者支援施設等は、その利用者が偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、介護給付費等の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市に通知しなければならないこととしたものである。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 43 条第 1 項 平 24 条例 53 第 43 条第 2 項
	○勤務実績表 ○出勤簿 (タイムカード) ○勤務体制一覧表 ○従業者の資格証 ○管理者の雇用形態が分かる書類 ○業務等の管理を行っていることが分かる書類 (運営規程、業務日誌等) ○従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類 (業務日誌等)	平 24 条例 53 第 44 条第 1 項 平 24 条例 53 第 44 条第 2 項 平 24 条例 53 第 44 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
36 運営規程	事業者等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針 ② 提供する施設障害福祉サービスの種類 ③ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 ⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 ⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 ⑧ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬ その他運営に関する重要事項	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 運営規程 <u>⑤ 提供するサービスの種類ごとの利用定員</u> ➤ 利用定員は、サービスの種類ごとに定めるものとし、具体的には次のとおりとすること。 ア 昼間実施サービス 同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。 なお、複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。 イ 施設入所支援 施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。 なお、複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。 <u>⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u> ➤ 「施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。 また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第 19 条第 3 項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。 <u>⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</u> ➤ 指定障害者支援施設等が定める通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。 なお、指定障害者支援施設等へは利用者自ら通うことを基本としているが、生活介護の利用者のうち、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図られるよう、当該指定障害者支援施設等が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。 <u>⑧ サービス利用に当たっての留意事項</u> ➤ 利用者が施設障害福祉サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指すものであること。 <u>⑩ 非常災害対策</u> ➤ 立地環境に応じて作成した個別具体的な非常災害計画に係る災害名を明記すること。 <u>⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u> ➤ 指定障害者支援施設等は、障害種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。 (続く)	○運営規程	平 24 条例 53 第 45 条

主眼事項	着 眼 点	自己評価
36 運営規程		
37 勤務体制の確保等	(1) 事業者等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。 (2) 事業者等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の従業員によって施設障害福祉サービスを提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。) (3) 事業者等は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
なお、当該対象者からサービス利用の申込みがあった場合には、応諾義務が課せられるものである。 <u>⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項</u> ➤ 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものであること。 オ 基準 54 第 54 条の 2 第 1 項に規定する虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること。 <u>⑬ その他運営に関する事項</u> ➤ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。 また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 ○ 勤務体制の確保等 利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。 （1）指定障害者支援施設等ごとに、原則として月ごとの勤務表（従業員の勤務体制を生活介護の単位等により 2 以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。 （2）指定障害者支援施設等は原則として、当該施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供すべきであるが、洗濯等の利用者への介護・支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 （3）指定障害者支援施設等の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。	○従業者の勤務表 ○勤務体制一覧表 または雇用形態が分かる書類 ○研修計画、研修実施記録	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号） 平 24 条例 53 第 46 条第 1 項 平 24 条例 53 第 46 条第 2 項 平 24 条例 53 第 46 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
37 勤務体制の確保等	(4) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、指定就労継続支援B型事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。 ア 指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的内容 指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 <u>a 指定障害者支援施設等の方針等の明確化及びその周知・啓発</u> 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 <u>b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</u> 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。 ○なお、パワーハラスメント防止のための指定障害者支援施設等の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、<u>中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u> イ 指定障害者支援施設等が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等) ③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されているので参考にされたい。		平 24 条例 53 第 46 条第 4 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
38 業務継続計画の策定等	(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	いる・いない
	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 業務継続計画の策定等 ➤ 指定障害者支援施設等は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定障害者支援施設等の提供を受けられるよう、指定障害者支援施設等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。 ➤ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第 33 条の 2 に基づき指定障害者支援施設等を実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ➤ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ➤ 業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）を参照されたい。 ➤ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 （続く）	○業務継続計画(BCP) ・感染症 ・自然災害 ○職員の研修の記録など	平 24 条例 53 第 46 条の 2 第 1 項 平 24 条例 53 第 46 条の 2 第 2 項 平 24 条例 53 第 46 条の 2 第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
38 業務継続計画の策定等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
➤ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 ➤ 従業者教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。</u>また、研修の実施内容についても記録すること。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防 及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ➤ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定就労継続支援B型事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を<u>定期的（年2回以上）に実施するものとする。</u> ➤ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ➤ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		

主眼事項	着 眼 点	自己評価																												
39 定員の遵守	事業者等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 <table><tr><th colspan="3">① 昼間実施サービス</th></tr><tr><th>区 分</th><th>利用定員 50 人以下</th><th>利用定員 51 人以上</th></tr><tr><td>1 日当たりの 利用者数</td><td>(利用定員× 150%) 以下</td><td>{ (利 用 定 員 - 50) × 125%+75} 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">過去 3 か月の 利用者数</td><td colspan="2">{ (利用定員×開所延日数) ×125%} 以下</td></tr><tr><td colspan="2">※ 定員 11 人以下の場合</td></tr><tr><td colspan="2">過去 3 月間利用者の延べ数 ＝ {(定員の数+3) ×開所日数} 以下</td></tr><tr><th colspan="3">② 施設入所支援</th></tr><tr><th>区 分</th><th>利用定員 50 人以下</th><th>利用定員 51 人以上</th></tr><tr><td>1 日当たりの 利用者数</td><td>(利用定員× 110%) 以下</td><td>{ (利用定員-50) × 105%+55} 以下</td></tr><tr><td>過去 3 か月の 利用者数</td><td colspan="2">{ (利用定員×開所延日数) ×105%} 以下</td></tr></table>	① 昼間実施サービス			区 分	利用定員 50 人以下	利用定員 51 人以上	1 日当たりの 利用者数	(利用定員× 150%) 以下	{ (利 用 定 員 - 50) × 125%+75} 以下	過去 3 か月の 利用者数	{ (利用定員×開所延日数) ×125%} 以下		※ 定員 11 人以下の場合		過去 3 月間利用者の延べ数 ＝ {(定員の数+3) ×開所日数} 以下		② 施設入所支援			区 分	利用定員 50 人以下	利用定員 51 人以上	1 日当たりの 利用者数	(利用定員× 110%) 以下	{ (利用定員-50) × 105%+55} 以下	過去 3 か月の 利用者数	{ (利用定員×開所延日数) ×105%} 以下		いる・いない
① 昼間実施サービス																														
区 分	利用定員 50 人以下	利用定員 51 人以上																												
1 日当たりの 利用者数	(利用定員× 150%) 以下	{ (利 用 定 員 - 50) × 125%+75} 以下																												
過去 3 か月の 利用者数	{ (利用定員×開所延日数) ×125%} 以下																													
	※ 定員 11 人以下の場合																													
	過去 3 月間利用者の延べ数 ＝ {(定員の数+3) ×開所日数} 以下																													
② 施設入所支援																														
区 分	利用定員 50 人以下	利用定員 51 人以上																												
1 日当たりの 利用者数	(利用定員× 110%) 以下	{ (利用定員-50) × 105%+55} 以下																												
過去 3 か月の 利用者数	{ (利用定員×開所延日数) ×105%} 以下																													

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 定員の遵守 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定障害者支援施設等が定める施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定障害者支援施設等において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。 ① 昼間実施サービス ア 1日当たりの利用者の数 (Ⅰ) 利用定員 50 人以下の指定障害者支援施設等の場合 1 日当たりの利用者の数(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。(Ⅱ)及びⅢにおいて同じ。)が、利用定員(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。(Ⅰ及びⅡにおいて同じ。))に 150%を乗じて得た数以下となっていること。 (Ⅱ) 利用定員 51 人以上の指定障害者支援施設等の場合 1 日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125%を乗じて得た数に、75 を加えて得た数以下となっていること。 イ 過去 3 月間の利用者の数 過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125%を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。 ② 施設入所支援 ア 1日当たりの利用者の数 (Ⅰ) 利用定員 50 人以下の指定障害者支援施設等の場合 1 日当たりの利用者の数(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとの利用者の数。(Ⅰ及びⅡにおいて同じ。))が、利用定員(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとの利用定員。(Ⅰ及びⅡにおいて同じ。))に 110%を乗じて得た数以下となっていること。 (Ⅱ) 利用定員 51 人以上の指定障害者支援施設等の場合 1 日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 105%を乗じて得た数に、55 を加えて得た数以下となっていること。 イ 過去 3 月間の利用者の数 過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 105%を乗じて得た数以下となっていること。	○運営規程 ○利用者数がかかる書類 (利用者名簿等)	平 24 条例 53 第 47 条

主眼事項	着 眼 点	自己評価
40 非常災害対策	(1) 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、施設等の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てているか。 (2) 事業者は、上記の具体的計画の内容について、従業員及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示しているか。 (3) 事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業員に周知しているか。 (4) 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (5) 事業者は、(4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
41 衛生管理等	(1) 事業者等は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (市水 ・ 井水) レジオネラ属菌検査の実施状況 ・ 直近の検査年月日 (年 月 日) ・ 検査結果 (以下○を付す) 不検出 (10CFU 100 mm l 未満) 検 出 (10CFU 100 mm l 以上) ・ 検出された場合その対応は適切か。 適 ・ 否 検査未実施の場合の検査予定年月日 (年 月 頃)	いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
41 衛生管理等	(2) 事業者等は、当該施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。 ② 施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 施設等において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(2)に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ➤ 当該施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。 ➤ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u> ➤ <u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u> ➤ 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、<u>おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u> ➤ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定障害者支援施設等内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 また、指定障害者支援施設等所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ➤ 施設等における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➤ 平常時の対策としては、次のようなものが想定される。 ・施設等内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等 ➤ 発生時の対応としては、次のようなものが想定される。 ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止 ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・医療処置 ・行政への報告 等		平 24 条例 53 第 49 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
41 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
➤ 発生時における指定障害者支援施設等内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 ➤ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設等における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 ➤ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、施設等が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。</u> ➤ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設等の指針が周知されるようにする必要がある。 ➤ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ➤ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定障害者支援施設等内で行うものでも差し支えなく、当該指定障害者支援施設等の実態に応じ行うこと。 エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 ➤ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。</u> ➤ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 ➤ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
42 協力医療機関等	(1) 事業者等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 (協力医療機関：) (2) 事業者等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 (協力歯科医療機関：) (3) 事業者等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。 (4) 事業者等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない ・非該当
43 掲示	(1) 事業者等は、当該施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) (1) に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1) の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。	いる・いない いる・いない
44 身体拘束等の禁止	(1) 事業者等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 (2) 事業者等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 (3) 事業者等は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	いる・いない (事例 有・無) いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○協力医療機関等 協力医療機関及び 協力歯科医療機関は、指定障害者支援施設等から近距離にあることが望ましいものであること。 ※第二種協定指定医療機関（発熱外来の実施）とは 通知又は医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所 ○身体拘束等の禁止 （１）、（２）は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 （３）の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、施設に従事する幅広い職種により構成する。 ➤ <u>構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u> ➤ 身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。 また、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討すること。 ➤ 身体拘束適正化検討委員会は、<u>少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが</u>、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。	○適宜必要と認める資料 ○施設の掲示物 ○個別支援計画 ○身体拘束等に関する書類 （必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） ○身体拘束適正化検討委員会の議事録等 ○身体拘束等の適正化のための指針 ○身体拘束に関する職員研修記録等	平 24 条例 53 第 50 条第 1 項 平 24 条例 53 第 50 条第 2 項 平 24 条例 53 第 50 条第 3 項 平 24 条例 53 第 50 条第 4 項 平 24 条例 53 第 51 条第 1 項 平 24 条例 53 第 51 条第 2 項 平 24 条例 53 第 52 条第 1 項 平 24 条例 53 第 52 条第 2 項 平 24 条例 53 第 52 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
44 身体拘束等の禁止		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
➤ 指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 ➤ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 ➤ ②の指定障害者支援施設が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ➤ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 ➤ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該障害者支援施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u>また、研修の実施内容について記録することが必要である。 ➤ 研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
45 秘密保持等	(1) 事業者等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 事業者等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 事業者等は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
46 情報の提供等	(1) 事業者等は、当該施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2) 事業者等は、当該施設等について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 秘密保持等 (1) 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 (2) 指定障害者支援施設等に対して、過去に当該指定障害者支援施設等の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 (3) 利用者が当該指定障害者支援施設等以外のサービスを利用する等の理由により、当該施設以外の他の障害福祉サービス事業者等に対して情報の提供を行う場合には、あらかじめ、文書により利用者から同意を得る必要があることを規定したものである。	○従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） ○個人情報同意書 ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） ○事業所のＨＰ画面・パンフレット	平 24 条例 53 第 53 条第 1 項 平 24 条例 53 第 53 条第 2 項 平 24 条例 53 第 53 条第 3 項 平 24 条例 53 第 54 条第 1 項 平 24 条例 53 第 54 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
47 利益供与等の禁止	(1) 事業者等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 事業者等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	いる・いない いる・いない
48 苦情解決	(1) 事業者等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 事業者等は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 事業者等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない (事例 有・無)

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○利益供与等の禁止 (1) 一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設等の紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。 (2) 利用者による退所後の一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 (3) 施設障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等は行ってはならない。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 55 条第 1 項 平 24 条例 53 第 55 条第 2 項
○苦情解決 (1) 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等指定障害者支援施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。 (2) 苦情に対し指定障害者支援施設等が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定障害者支援施設等が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 また、指定障害者支援施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	○苦情受付簿 ○重要事項説明書 ○契約書 ○事業所の掲示物 ○苦情者への対応記録 ○苦情対応マニュアル ○市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	平 24 条例 53 第 56 条第 1 項 平 24 条例 53 第 56 条第 2 項 平 24 条例 53 第 56 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
48 苦情解決	(4) 事業者等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 事業者等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 事業者等は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 (7) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	いる・いない (事例 有・無) いる・いない (事例 有・無) いる・いない いる・いない (事例 有・無)
49 事故発生時の対応	(1) 事業者等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 事業者等は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3) 事業者等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない (事例 有・無)

チェックポイント	関係書類	根拠法令
(7) 社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 条に規定する調査又があっせんにできるだけ協力することとしたものである。 ○事故発生時の対応 利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 このほか、以下の点に留意するものとする。 ① 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。 また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣に AED が設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ② 指定障害者支援施設等は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。	○都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	平 24 条例 53 第 56 条第 4 項
	○都道府県又は市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	平 24 条例 53 第 56 条第 5 項
	○都道府県知等への報告書	平 24 条例 53 第 56 条第 6 項
	○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	平 24 条例 53 第 56 条第 7 項
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 53 第 57 条
	○事故対応マニュアル ○市、家族等への報告記録 ○事故の対応記録 ○ヒヤリハットの記録 ○再発防止の検討記録 ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料	平 24 条例 53 第 58 条第 1 項 平 24 条例 53 第 58 条第 2 項 平 24 条例 53 第 58 条第 3 項

チェックポイント	関係書類	根拠法令
③ 指定障害者支援施設等は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。 ○虐待の防止 ➤ 虐待防止委員会の役割は、以下の 3 つ。 ・虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成) ・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等) ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) ➤ 委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者(必置)</u>を決めておくことが必要である。 ➤ 委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。 ➤ 委員会の開催に必要となる人数については施設の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。 ➤ 委員会は少なくとも 1 年に 1 回は開催することが必要である。 ➤ 虐待防止のために報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、施設全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。 ➤ 指定障害者支援施設は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。 - ア 施設における虐待防止に関する基本的な考え方 - イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 - ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 - エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 - オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 - カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 - キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ➤ 研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 ➤ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年 1 回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。 なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ➤ (3)の<u>虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。</u>	(賠償責任 保険書類 等) ○虐待防止の ための対策 委員会の議 事録等 ○虐待防止に 関する職員 研修記録等 ○担当者名の 分かる書類 等	平 24 条例 53 第 58 条の 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
51 地域との連携等	(1) 事業者等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 (2) 事業者等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、<u>おおむね1年に1回以上</u>、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 (3) 事業者等は、地域連携推進会議の開催のほか、<u>おおむね1年に1回以上</u>、地域連携推進会議の構成員が当該施設等を見学する機会を設けているか。 (4) 事業者等は、地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 ※(2)については、施設障害サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
52 地域移行等意向確認担当者の選任等	(1) 事業者等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認を適切に行うため、<u>地域移行等意向確認等に関する指針を作成しているか。</u> また、<u>地域移行等意向確認担当者を選任しているか。</u> (2) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告し、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しているか。 (3) 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行うものと連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
53 会計の区分	指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない
54 記録の整備	(1) 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 (2) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ① サービスの提供の記録、② 施設障害福祉サービス計画 ③ 支給決定障害者に関する市への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録、⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 地域との連携等 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、<u>おおむね 1 年に 1 回以上</u>、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設け、地域連携推進会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。また、地域連携推進会議の開催のほか、<u>おおむね 1 年に 1 回以上</u>、地域連携推進会議の構成員が当該施設等を見学する機会を設けなければならない。 ○ 地域移行等意向確認担当者の選任等 すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないこと。 ① 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること。 ② 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認の指針を作成していること。 ※①②については、<u>令和 6 年度から努力義務化、令和 8 年度から義務化</u> ※未対応の場合は地域移行等意向確認体制未整備減算の適用【新設】	○収支予算書・決算書等の会計書類 ○職員名簿 ○設備・備品台帳 ○帳簿等の会計書類 ○左記①から⑥までの書類	平 24 条例 53 第 27 条の 2 第 1 項 平 24 条例 53 第 27 条の 2 第 2 項 平 24 条例 53 第 27 条の 2 第 3 項 平 24 条例 53 第 27 条の 2 第 4 項 平 24 条例 53 第 27 条の 2 第 5 項 平 24 条例 53 第 27 条の 3 第 1 項 平 24 条例 53 第 27 条の 3 第 2 項 平 24 条例 53 第 27 条の 3 第 3 項 平 24 条例 53 第 59 条 平 24 条例 53 第 60 条第 1 項 平 24 条例 53 第 60 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
○ 経過的指定 障害者支援施設等 1 複数の昼間 実施サービス を行う場合に おける従業者 の員数 2 設備 3 雇用契約の 締結等 4 就労	(経過措置) (1) 複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)から(4)まで及び(5)①のエの規定にかかわらず、当該経過的指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医者及びサービス管理責任者を除く）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (2) 複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設等は、第2の1の(1)から(4)まで並びに(5)②の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる経過的指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」で定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 ① 利用者の数の合計が60人以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 経過的指定障害者支援施設等について第3の規定を適用する場合においては、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。 (1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者と雇用契約を締結しているか。 (2) (1)にかかわらず、経過的指定障害者支援施設等（昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。）は、就労継続支援A型を提供する場合には、規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。 (1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。 (2) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
附則 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号)による改正後の障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)附則第1条の2の規定より、平成24年4月1日以後も、引き続き、施設障害福祉サービスを提供することができることとされた指定障害者支援施設に対する基準附則第2条から第14条までの規定の適用については、当分の間、なお従前の例によるものであること。 経過指定障害者支援施設等に置くべき従業員の員数 (基準附則第3条) 基準附則第3条は、平成24年3月31日までの間、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設(以下「経過指定障害者支援施設等」という。)に置くべき従業員の員数を定めたものである。 (1) 当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業員のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。 (2) 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設等に置くべきサービス管理者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていれば足りるものである。 3 雇用契約の締結等 継続支援A型を利用する利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関係法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者には該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と賃金等との関係が明確になるよう、配慮すること。 <参考> 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平18障発第1002003号)		平18厚令172 附則第4条第1項 平19障発第0126001号 第三1(2)① 平18厚令172 附則第4条第2項 平19障発第0126001号 第三1(2)② 平18厚令172 附則第5条 平19障発第0126001号 第三4(5) 平18厚令172 附則第6条第1項 平18厚令172 附則第6条第2項 平18厚令19 第6条の10第2号 平18厚令172 附則第7条第1項 平18厚令172 附則第7条第2項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 賃金等	(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、3の(1)の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるように努めているか。 (2) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、3の(2)の規定による利用者（雇用契約を締結していない利用者）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 (3) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、(2)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。 (4) (2)の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
6 工賃の支払等	(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 (2) (1)の規定により利用者それぞれに対して支払われる一月あたりの工賃の平均額（工賃の平均額）は、3,000円を下回っていないか。 (3) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるように努めているか。 (4) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県へ報告しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
5 賃金等(基準附則第8条) 雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。 なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」(平成18年10月2日付け障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。 また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。 6 工賃の支払等(基準附則第9条) 都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。 また、経過指定障害者支援施設等は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県(指定都市にあっては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府県及び中核市)に届け出なければならないこと。 なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。		平18厚令172 附則第8条第1項 平18厚令172 附則第8条第2項 平18厚令172 附則第8条第3項 平18厚令172 附則第8条第4項 平18厚令172 附則第9条第1項 平18厚令172 附則第9条第2項 平18厚令172 附則第9条第3項 平18厚令172 附則第9条第4項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7 実習の実施	(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。 (2) 経過的指定障害者支援施設等は、(1)の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	いる・いない いる・いない
8 求職活動の支援等の実施	(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。 (2) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	いる・いない いる・いない
9 職業への定着のための支援等の実施	経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	いる・いない
10 利用者及び従業者以外の者の雇用	経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型に従事する作業員として雇用する場合は、次に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、当該事項に定める数を超えて雇用していないか。 ① 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数 ② 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 ③ 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
7 実習の実施(基準附則第10条) 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第4の24(P60)を参照のこと。 8 求職活動の支援等の実施(基準附則第11条) 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第4の25(P60)を参照のこと。 9 職場への定着のための支援等の実施(基準附則第12条) 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第4の26(P62)を参照のこと。		平18厚令172 附則第10条第1項 平19障発第 0126001号 第三3(24) 平18厚令172 附則第10条第2項 平18厚令172 附則第11条第1項 平19障発第 0126001号 第三3(25) 平18厚令172 附則第11条第2項 平18厚令172 附則第12条 平19障発第 0126001号 第三3(26)
10 利用者及び従業者以外の者の雇用(基準附則第13条) 経過的指定障害者支援施設等は、利用者以外に、就労の機会の提供として行われる指定就労継続支援A型に従事する障害者以外の職員(基準附則第3条第1項第5号により必要とされる従業者は含まない。)を、利用定員(雇用契約によらない利用者に係る利用定員を含む。)の規模に応じた数を上限として雇用することができることを定めたものである。ただし、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場のうち、既に当該上限数を超える障害者以外の職員を福祉工場において行われる事業に従事する職員として雇用しているものが、経過的指定障害者支援施設等に転換する場合については、当分の間、同条の規定による基準を満たすための計画を都道府県知事に提出した場合に限り、同条の規定による上限数を超えた職員の雇用が引き続き可能である。 なお、経過的指定障害者支援施設等において就労の機会の提供として行われる就労継続支援A型は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障害者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないよう、その人数等について、十分に配慮すること。		平18厚令172 附則第13条 平19障発第 0126001号 第三4(12)

主眼事項	着 眼 点	自己評価
11 経過指定 障害者支援施設等に関する 読替え	経過指定障害者支援施設等について第4の5、13、21の規定を適用する場合においては、5の（1）、13の（3）の②及び21の（2）中「又は就労継続支援B型」とあるのは、「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」とする。	
第5 変更の届出等	指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の26にいう事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	いる・いない
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	（1）指定生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 ただし、その額が現に当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活介護事業に要した費用の額となっているか。	いる・いない いる・いない
基本事項	（2）（1）の規定により、指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	平 18 厚令 172 附則第 14 条 法第 46 条第 3 項 施行規則第 34 条の 26 法第 29 条第 3 項 平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539 法第 29 条第 3 項 平 18 厚告 523 の二

一 生活介護

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 生活介護サービス費	注 1 イ及びハの生活介護サービス費については、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 77 条に規定する指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、利用定員、所要時間及び障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第 220 条第 1 項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等（共生型生活介護を除く。）の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。 (1) 指定施設入所支援等を受ける者（以下、「施設入所者」という。）のうち、区分 4（50 歳以上の者にあっては、区分 3）以上に該当するもの (2) 施設入所者以外の者のうち、区分 3（50 歳以上の者にあっては、区分 2）以上に該当するもの (3) 「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号第二号）のうち、施設入所者であって、区分 3（50 歳以上のものであっては区分 2）以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までいずれにも該当していないもの (4) 「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号第三号）のうち、施設入所者以外の者であって、区分 2（50 歳以上の者にあっては、区分 1）以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの (5) 「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号第四号）であって、区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの 注 1 の 2 イについては、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画計画に位置付けられた内容の指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定しているか。 注 1 の 3 イの利用定員 10 人以下については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準第 4 条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第 65 条に規定する放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、1 日につき所定単位数を算定しているか。 注 1 の 4 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護については、8 時間以上 9 時間未満の算定はしていないか。	いる・いない 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当

チェックポイント

根拠法令

別表「介護給付費等単位数表」第6
イ 生活介護サービス費(1日につき)

平 18 厚告
523
別表第 6
の 1 の注 1

平 18 厚告
556 の二
～五

利用定員 5人以下									利用定員 6人以上10人以下								
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満		所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分 6	669単位	836単位	1,003単位	1,170単位	1,628単位	1,672単位	1,733単位		区分 6	649単位	812単位	974単位	1,136単位	1,580単位	1,622単位	1,684単位	
区分 5	500単位	625単位	750単位	875単位	1,218単位	1,250単位	1,312単位		区分 5	485単位	607単位	727単位	849単位	1,182単位	1,213単位	1,274単位	
区分 4	347単位	434単位	520単位	607単位	845単位	866単位	927単位		区分 4	336単位	420単位	504単位	588単位	819単位	840単位	901単位	
区分 3	310単位	387単位	465単位	543単位	755単位	775単位	837単位		区分 3	301単位	376単位	452単位	526単位	733単位	752単位	814単位	
区分 2 以下	283単位	353単位	423単位	495単位	689単位	706単位	767単位		区分 2 以下	274単位	343単位	411単位	480単位	668単位	685単位	746単位	
利用定員 11人以上20人以下									利用定員 21人以上30人以下								
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満		所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分 6	517単位	646単位	774単位	904単位	1,258単位	1,291単位	1,353単位		区分 6	449単位	575単位	690単位	805単位	1,120単位	1,150単位	1,211単位	
区分 5	386単位	483単位	578単位	676単位	941単位	966単位	1,027単位		区分 5	333単位	427単位	512単位	597単位	833単位	854単位	915単位	
区分 4	268単位	335単位	401単位	469単位	652単位	669単位	730単位		区分 4	228単位	293単位	351単位	409単位	570単位	584単位	646単位	
区分 3	239単位	300単位	358単位	419単位	583単位	598単位	660単位		区分 3	204単位	262単位	313単位	366単位	510単位	523単位	584単位	
区分 2 以下	218単位	273単位	327単位	381単位	532単位	545単位	607単位		区分 2 以下	185単位	236単位	284単位	332単位	463単位	475単位	536単位	
利用定員 31人以上40人以下									利用定員 41人以上50人以下								
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満		所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分 6	447単位	558単位	670単位	782単位	1,087単位	1,116単位	1,178単位		区分 6	445単位	555単位	666単位	778単位	1,082単位	1,110単位	1,172単位	
区分 5	331単位	414単位	497単位	579単位	808単位	829単位	890単位		区分 5	328単位	410単位	493単位	574単位	800単位	821単位	882単位	
区分 4	226単位	284単位	340単位	396単位	553単位	567単位	629単位		区分 4	224単位	281単位	337単位	393単位	547単位	561単位	623単位	
区分 3	203単位	253単位	305単位	355単位	495単位	507単位	568単位		区分 3	198単位	247単位	297単位	346単位	483単位	495単位	556単位	
区分 2 以下	184単位	229単位	277単位	322単位	450単位	461単位	522単位		区分 2 以下	181単位	226単位	271単位	316単位	441単位	452単位	513単位	
利用定員 51人以上60人以下									利用定員 61人以上70人以下								
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満		所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分 6	431単位	539単位	647単位	754単位	1,049単位	1,078単位	1,140単位		区分 6	421単位	527単位	633単位	738単位	1,026単位	1,054単位	1,115単位	
区分 5	319単位	398単位	477単位	557単位	775単位	797単位	858単位		区分 5	314単位	393単位	472単位	550単位	764単位	786単位	847単位	
区分 4	221単位	276単位	330単位	384単位	533単位	547単位	609単位		区分 4	219単位	274単位	327単位	381単位	530単位	544単位	605単位	
区分 3	197単位	245単位	294単位	343単位	475単位	488単位	549単位		区分 3	195単位	243単位	291単位	339単位	471単位	484単位	545単位	
区分 2 以下	178単位	222単位	266単位	310単位	429単位	442単位	503単位		区分 2 以下	176単位	220単位	264単位	307単位	426単位	438単位	499単位	
利用定員 71人以上80人以下									利用定員 81人以上								
所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満		所要時間	3時間未満	3時間～ 4時間未満	4時間～ 5時間未満	5時間～ 6時間未満	6時間～ 7時間未満	7時間～ 8時間未満	8時間～ 9時間未満	
区分 6	413単位	515単位	618単位	720単位	1,000単位	1,027単位	1,088単位		区分 6	408単位	510単位	611単位	713単位	991単位	1,017単位	1,078単位	
区分 5	309単位	384単位	461単位	538単位	745単位	766単位	828単位		区分 5	306単位	381単位	456単位	532単位	739単位	759単位	821単位	
区分 4	214単位	267単位	319単位	372単位	516単位	529単位	590単位		区分 4	211単位	264単位	315単位	367単位	510単位	523単位	584単位	
区分 3	191単位	237単位	285単位	331単位	459単位	471単位	532単位		区分 3	189単位	235単位	283単位	329単位	457単位	470単位	531単位	
区分 2 以下	173単位	215単位	257単位	300単位	415単位	425単位	487単位		区分 2 以下	171単位	212単位	254単位	297単位	411単位	423単位	485単位	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
【減算が行われる場合】 定員超過 人員欠如	注4 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (1) 利用者の数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の第二号のイの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 ➤ 所定単位数に乗じる割合：100分の70 (2) 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の第二号のロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 ・ <u>看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員</u> ➤ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。 ➤ 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。	該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当

チェックポイント	根拠法令
○定員規模別単価の利用定員について 多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第 2 条第 16 号に掲げる昼間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。 ○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について （一） 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い （当該 1 日について利用者全員につき減算） ア 利用定員 50 人以下の場合 1 日当たりの利用者の数が、利用定員に 150% を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員 51 人以上の場合 1 日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125% を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合 （二） 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い （当該 1 月間について利用者全員につき減算） ・過去 3 月間の利用者の数の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125% を乗じて得た数を超える場合 ・ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合 ○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について	根拠法令 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 5 (1) 平 18 厚告 550 の第 二号のイ 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 5 (1) 平 18 厚告 550 の第 二号のロ

主眼事項	着 眼 点	自己評価
人員欠如	・サービス管理責任者 ➤指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。 ➤減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。	該当・非該当 該当・非該当
個別支援計画未作成減算	(3) 指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画又は施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ➤作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 ➤作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	該当・非該当
平均利用時間が5時間未満の利用者等の割合による減算 (短時間利用減算)	(4) 前3月における指定生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合 ➤100分の50以上である場合 100分の70	該当・非該当

チェックポイント	根拠法令
○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について ○利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について ➤利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。 ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。 イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により5時間未満の利用となった利用者を除く。 ウ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。	平18厚告523 別表第6の1の注5 (2) 平18厚告523 別表第6の1の注5 (3)

主眼事項	着 眼 点	自己評価
開所時間減算	注5 イの生活介護サービス費については、運営規程に定める営業時間が「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」（平成18年厚生労働省告示第550号の第二号のハ）に該当する場合には、所定単位数に同基準の割合を乗じて得た数を算定しているか。 ➢指定障害福祉サービス基準第89条第3項に規定する運営規程に定められている営業時間が4時間以上6時間未満であること。 100分の70 ➢営業時間が4時間未満であること。 100分の50	該当・非該当
定員81人以上の事業所の場合の減算	注6 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下、「指定生活介護等」という。）を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定しているか。	該当・非該当
医師未配置減算	注7 生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1日につき12単位を減算しているか。	該当・非該当
情報公表未報告減算	注8 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10）を所定単位数から減算しているか。	該当・非該当
業務継続計画未策定減算	注9 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1を、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は100分の3に相当する単位数を減算しているか。	該当・非該当

チェックポイント	根拠法令
○営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について 運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 ア ここという「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。 イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。 ウ 算定される単位数は、4時間未満の場合は所定単位数の100分の50とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 ※「利用時間が5時間未満の利用者等の割合が事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合（短時間利用減算）」と「営業時間が6時間未満に該当する場合（開所時間減算）」双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。	平 18 厚告 523 別表第6の1の 注 5 平 18 厚告 550 の第二号のハ
○定員 81 人以上の事業所の場合の生活介護サービス費について 注 7 中「一体的な運営」とは、従業員の勤務体制が一体的で区分されていないものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限られるものであること。	平 18 厚告 523 別表第6の1の 注 6
○医師が配置されていない場合の減算について 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができるとし、その場合にあっては所定単位数を減算するものであること。	平 18 厚告 523 別表第6の1の 注 7
○情報公表未報告の場合の所定単位数の減算について 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合にあっては所定単位数を減算するものであること。また、施行規則において、市町村長は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。	平 18 厚告 523 別表第6の1の 注 8
○業務継続計画未作成の場合の所定単位数の減算について 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定等の場合にあっては、所定単位数を減算する。<u>ただし、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」、「非常災害に関する具体的計画」が策定されている場合は、令和7年3月31日までは減算を適用しない。</u> ・以下の基準に適用していない場合、（令和7年4月1日から）所定単位数を減算する。 ① 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置（研修・訓練、必要に応じた計画の変更）を講ずること。	平 18 厚告 523 別表第6の1の 注 9

主眼事項	着 眼 点	自己評価
身体拘束廃止 未実施減算	注 10 指定障害福祉サービス基準第 93 条、第 93 条の 5 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 を、指定障害者支援施設基準第 48 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は 100 分の 10 に相当する単位数を減算しているか。	該当・非該当
虐待防止措置 未実施減算	注 11 指定障害福祉サービス基準第 93 条、第 93 条の 5 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 又は指定障害者支援施設基準第 54 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか	該当・非該当
生活介護サービス費 以外の障害福祉サービスの利用	注 12 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。	いる・いない
2 人員配置体制加算	注 1 イの人員配置体制加算（Ⅰ）については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。 注 2 ロの人員配置体制加算（Ⅱ）については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当型生活介護であって区分 5 若しくは区分 6 に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、イを算定している場合は算定しない。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令																								
○身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について ➤当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。 ➤具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員についての所定単位数から減算する。 ➤なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。 ○虐待防止措置を未実施の場合の所定単位数の減算について 施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。 ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。 ２ 人員配置体制加算 <u>イ 人員配置体制加算(Ⅰ)</u> <table border="0"> <tr><td>(1) 利用定員が 20 人以下</td><td>321 単位</td></tr> <tr><td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td><td>263 単位</td></tr> <tr><td>(3) 利用定員が 61 人以上</td><td>245 単位</td></tr> </table> <u>ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)</u> <table border="0"> <tr><td>(1) 利用定員が 20 人以下</td><td>265 単位</td></tr> <tr><td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td><td>212 単位</td></tr> <tr><td>(3) 利用定員が 61 人以上</td><td>197 単位</td></tr> </table> <u>ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)</u> <table border="0"> <tr><td>(1) 利用定員が 20 人以下</td><td>181 単位</td></tr> <tr><td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td><td>136 単位</td></tr> <tr><td>(3) 利用定員が 61 人以上</td><td>125 単位</td></tr> </table> <u>ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)</u> <table border="0"> <tr><td>(1) 利用定員が 20 人以下</td><td>51 単位</td></tr> <tr><td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td><td>38 単位</td></tr> <tr><td>(3) 利用定員が 61 人以上</td><td>33 単位</td></tr> </table>	(1) 利用定員が 20 人以下	321 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	263 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	245 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	265 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	212 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	197 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	181 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	136 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	125 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	51 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	38 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	33 単位	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の 注 10 平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 11
(1) 利用定員が 20 人以下	321 単位																								
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	263 単位																								
(3) 利用定員が 61 人以上	245 単位																								
(1) 利用定員が 20 人以下	265 単位																								
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	212 単位																								
(3) 利用定員が 61 人以上	197 単位																								
(1) 利用定員が 20 人以下	181 単位																								
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	136 単位																								
(3) 利用定員が 61 人以上	125 単位																								
(1) 利用定員が 20 人以下	51 単位																								
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	38 単位																								
(3) 利用定員が 61 人以上	33 単位																								
○人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、次のイから二ごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。 イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合 ・ 区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.5 で除して得た数以上であること。 (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.5 で除して得た数以上であること。 (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合 ・ 区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれらに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等（以下「共生型本体事業」という。）の利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を 1.5 で除して得た数以上であること。 (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 1.7 で除して得た数以上であること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の 注 1, 注 2																								

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 人員配置体制加算	注3 ハの人員配置体制加算(Ⅲ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。 ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。 注4 ニの人員配置体制加算(Ⅳ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。 ただし、この場合において、イ、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。	いる・いない いる・いない
3 福祉専門職員配置等加算	注1 イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者(以下、「共生型生活介護従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」という。)において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合 - 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 - 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 - 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合 - 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれらに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 - 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 ハ 人員配置体制加算(Ⅲ) (i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合 - 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 - 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 (ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 - 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 (iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合 - 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれらに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 - 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上であること。 ※「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。 ニ 人員配置体制加算(Ⅳ) (i) 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 - 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。 (ii) 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合 - 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。 3 福祉専門職員配置等加算 イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15 単位 ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10 単位 ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6 単位 ○福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(注2及び注3において同じ。)	平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の 注 2 平 18 厚告 551 の 第二号のロ 平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の 注 3 平 18 厚告 551 の 第二号のハ 平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の 注 4 平 18 厚告 551 の 第二号のニ 平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 注 1

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3 福祉専門職員配置等加算	注2 ロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 注3 ハの福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又はロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。 (1) 生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 (2) 生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	いる・いない いる・いない
3の2 常勤看護職員等配置加算	注 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令																				
○福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。 ○福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。 ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 ※なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所(旧法施設を含む。)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ※また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。 ○多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。 なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。 ○常勤看護職員等配置加算 <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が5人以下</td><td>32単位</td></tr> <tr> <td>(2) 利用定員が6人以上10人以下</td><td>30単位</td></tr> <tr> <td>(3) 利用定員が11人以上20人以下</td><td>28単位</td></tr> <tr> <td>(4) 利用定員が21人以上30人以下</td><td>24単位</td></tr> <tr> <td>(5) 利用定員が31人以上40人以下</td><td>19単位</td></tr> <tr> <td>(1) 利用定員が41人以下50人以下</td><td>15単位</td></tr> <tr> <td>(2) 利用定員が51人以上60人以下</td><td>11単位</td></tr> <tr> <td>(3) 利用定員が61人以上70人以下</td><td>10単位</td></tr> <tr> <td>(4) 利用定員が71人以上80人以下</td><td>8単位</td></tr> <tr> <td>(5) 利用定員が81人以上</td><td>6単位</td></tr> </table>	(1) 利用定員が5人以下	32単位	(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位	(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位	(4) 利用定員が21人以上30人以下	24単位	(5) 利用定員が31人以上40人以下	19単位	(1) 利用定員が41人以下50人以下	15単位	(2) 利用定員が51人以上60人以下	11単位	(3) 利用定員が61人以上70人以下	10単位	(4) 利用定員が71人以上80人以下	8単位	(5) 利用定員が81人以上	6単位	平18厚告523 別表第6の3の注2 平18厚告523 別表第6の3の注3 平18厚告523 別表第6の3の2の注
(1) 利用定員が5人以下	32単位																				
(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位																				
(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位																				
(4) 利用定員が21人以上30人以下	24単位																				
(5) 利用定員が31人以上40人以下	19単位																				
(1) 利用定員が41人以下50人以下	15単位																				
(2) 利用定員が51人以上60人以下	11単位																				
(3) 利用定員が61人以上70人以下	10単位																				
(4) 利用定員が71人以上80人以下	8単位																				
(5) 利用定員が81人以上	6単位																				

主眼事項	着 眼 点	自己評価
4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 注 1 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1の【人員に関する基準】に定める人員配置に加え、常勤換算方法で当該指定生活介護等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 注 2 視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
4の2 高次脳機能障害者支援体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 51 単位 □ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) 41 単位 ○注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。 ア 視覚障害者・・・身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の障害の程度が 1 級又は 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者 イ 聴覚障害者・・・身体障害者手帳の障害の程度が 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者 ウ 言語機能障害者・・・身体障害者手帳の障害の程度が 3 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者 ○多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。 ○「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。 ア 視覚障害者・・・点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ 聴覚障害又は言語機能障害・・・手話通訳等を行うことができる者 ○高次脳機能障害者支援体制加算 41 単位 ➢厚生労働大臣が定める基準 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であること。 ➢施設基準 (1) 法第 78 条第 3 項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害者支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準において定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を 50 で除して得た数以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 2 の注 4 平 18 厚告 523 別表第 6 の 4 の注 1, 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 初期加算	注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
6 訪問支援特別加算	注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第 2 の 1 の【人員に関する基準】に定める指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「生活介護従事者」という。）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
7 欠席時対応加算	注 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護等の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を加算しているか。	いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7の2 重度障害者支援加算	注1 イの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)又はロの人員配置体制加算(Ⅱ)及び3の2の常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの(看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る)として市長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号・第2号のホ)に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注3 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。	いる・いない
	注4 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。	いる・いない
	注5 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。	いる・いない
	注6 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。	いる・いない
	注7 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。	いる・いない
	注8 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。	いる・いない
	注9 注7の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。 ※注10 イからハマまでについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) 50 単位 ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 360 単位 ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) 180 単位 ○重度障害者支援加算(Ⅰ) ➢報酬告示第6の2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び3の2の常勤看護職員等配置加算を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。 ○重度障害者支援加算(Ⅱ) ➢強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。 ➢さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下「基礎研修修了者」という。)を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。 ➢体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。 ➢個別の支援の評価については、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 2
○重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 3
○重度障害者支援加算(Ⅱ)については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに200単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 5
○指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は、重度障害者支援加算は算定できないものであること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 10

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 リハビリテーション加算	注1 イのリハビリテーション加算(Ⅰ)については、次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画を作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。 (2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。 (3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 (4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が、看護師，生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点，介護の工夫等の情報を伝達していること。 (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点，介護の工夫等の情報を伝達していること。 注2 ロのリハビリテーション加算(Ⅱ)については、注1の(1)から(5)までのいずれも満たすものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ リハビリテーション加算 イ リハビリテーション加算(Ⅰ) 48 単位 ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) 20 単位 ○リハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。 (二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。 (三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。 なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者（以下「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行って<u>リハビリテーション実施計画原案</u>を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、<u>利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u> なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。 イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね6月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、<u>リハビリテーション実施計画</u>を作成すること。 なお、この場合にあっては、リハビリテーション実施計画を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっては、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとする。 また、<u>作成したリハビリテーション実施計画</u>については、<u>利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u>また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。 ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。 エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。 （続く）	平 18 厚告 523 別表第6の8の注 1 平 18 厚告 523 別表第6の8の注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 リハビリテーション加算		
9 利用者負担上限額管理加算	注 指定障害福祉サービス指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合、1月につき所定単位数に、1月につき所定単位を加算しているか。	いる・いない
10 食事提供体制加算	注 低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認しているか。 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。 (3) 利用者ごとの体重又はBMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね6月に1回記録していること。 ※BMI＝体重（kg）／身長（m）×2乗	いる・いない いる・いない いる・いない
11 延長支援加算	注 「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上であるとき、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
オ サービス提供の記録において利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。 ○ 利用者負担上限額管理加算 150 単位 ○注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 ○ 食事提供体制加算 30 単位 ○食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。 ➤施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。 この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。 また、下記の（１）～（３）の要件に適合していること。 （１）当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認しているか。 （２）食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。 （３）利用者ごとの体重又はBMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね６月に１回記録していること。 ※BMI＝体重（kg）／身長（m）×2 乗 なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。 ○ 延長支援加算 (1) 9 時間以上 10 時間未満の場合 100 単位 (2) 10 時間以上 11 時間未満の場合 200 単位 (3) 11 時間以上 12 時間未満の場合 300 単位 (4) 12 時間以上 400 単位 ○「厚生労働大臣が定める施設基準」 ➤次の（１）及び（２）いずれにも適合すること。 （１）運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、かつ、利用者に対して８時間を超えて指定生活介護等を行うこと。 （２）指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１以上配置していること。 ○ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。 ○個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 9 の注 平 18 厚告 523 別表第 6 の 10 の注 平 18 厚告 523 別表第 6 の 11 の注 平 18 厚告 551 の第二号のト

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12 送迎加算	注1 「厚生労働大臣が定める送迎」（平成24年厚生労働省告示第268・第1号）を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 「厚生労働大臣が定める送迎」（平成24年厚生労働省告示第268・第1号）を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。	いる・いない
	注3 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268・第1号・ハ）を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 送迎加算 イ 送迎加算(Ⅰ) 21 単位 ロ 送迎加算(Ⅱ) 10 単位 ○厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268・第 1 号） <u>送迎加算（Ⅰ）</u> ➢次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）指定生活介護事業所が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。 （2）原則として、当該月において、1 回の送迎につき、平均 10 人以上（ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、1 回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上）の利用者が利用していること。 （3）原則として、当該月において、週 3 回以上の送迎を実施していること。 <u>送迎加算（Ⅱ）</u> ➢送迎加算（Ⅰ）の(1)の基準に適合し、かつ、(2)または(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ○送迎加算の取扱いについて ○多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。 ○居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。 ○指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業所等」という。）と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。 ○送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 1 平 24 厚告 268・第 一号
○「これに準ずる者」とは、区分 4 以下であつて、第 543 号告示別表第 2 に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 2
○厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268・第 1 号・ハ） ➢指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定生活介護事業所等と利用者の送迎を行った場合であること。 ○ 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 を算定する。なお、当該所定単位数は、送迎加算注 2 の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 ○当該指定生活介護事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者は算定しないこと。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 3

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 障害福祉サービスの体験利用支援加算	注1 イの 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及びロの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて加算しているか。 (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 注2 イの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 注3 ロの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 注4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551・第6号・リ)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
13の2 就労移行支援体制加算	注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない
13の3 入浴支援加算	注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
13の4 喀痰吸引等実施加算	注 指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
13の5 栄養スクリーニング加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介護事業所等の従事者が、利用開始時及び利用中の6月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○障害福祉サービスの体験利用支援加算 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位 ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位 ○「体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合」とは、以下に掲げるものとする。 (ⅰ) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 (ⅱ) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 (ⅲ) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 ○なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。 また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、注 1 の(2)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。 ○厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551・第 6 号・リ） ➤運営規程において、当該指定障害者支援施設が地域生活支援居拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第 2 の 3 の規定する「地域生活支援拠点等」をいう。）であることを定めていること。 ○障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、1 日につき所定単位数にさらに 50 単位を加算する。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の注 4
○ 就労移行支援体制加算 イ 利用定員が 20 人以下 42 単位 ロ 利用定員が 21 人以上 30 人以下 20 単位 ハ 利用定員が 31 人以上 40 人以下 18 単位 ニ 利用定員が 41 人以上 50 人以下 14 単位 ホ 利用定員が 51 人以上 60 人以下 10 単位 ヘ 利用定員が 61 人以上 70 人以下 8 単位 ト 利用定員が 71 人以上 80 人以下 7 単位 チ 利用定員が 81 人以上 6 単位 ○就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援 A 型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後 1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月に達した者は就労定着者として取り扱う。 ○注中「6 月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者である。例えば、令和 4 年 10 月 1 日に就職した者は、令和 5 年 3 月 31 日に 6 月に達した者となる。 ○ 入浴支援加算 80 単位 ○ 喀痰吸引等実施加算 30 単位 ○ 栄養スクリーニング加算 5 単位	平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の 2 の注 平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の 3、13 の 4、13 の 5

チェックポイント		根拠法令
○ 栄養改善加算	200 単位	平 18 厚告 523 別表第 6 の 13 の 6, 13 の 7, 13 の 8
○ 緊急時受入加算	100 単位	
○ 集中的支援加算	1000 単位	
14 福祉・介護職員等処遇改善加算 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、 <u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u>		平 18 厚告 523 別表第 6 の 14 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 6 の 14 の 注 2

二 施設入所支援

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 施設入所支援サービス費	注1 施設入所支援サービス費イからへまでについては、次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援等を行った場合に、利用定員及び障害支援区分(障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者)にあっては、「区分2以下」とする。)に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)の場合に合っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 ① 区分4(50歳以上の者にあっては、区分3)以上に該当する者 ② 指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、(指定宿泊型自立訓練を除く。)、指定就労移行支援等又は就労継続支援B型等(以下、指定自立訓練等という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 ③ 平成18年厚生労働省告示第556号の二に定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者にあっては区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは平成18年厚生労働省告示第523号別表13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等を受ける者	いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
定員超過利用減算	【減算が行われる場合】 注2 イからへまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第550号）に該当する場合 100分の70	いる・いない ・非該当
個別支援計画未作成減算	(2) 指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合 (一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	いる・いない ・非該当
管理栄養士又は栄養士の配置についての減算	注3 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。	いる・いない ・非該当
情報公表未報告減算	注4 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合、所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない ・非該当
障害者支援施設における地域移行を推進するための取組がなされていない場合の減算	注5 指定障害者支援施設基準第24条の3第1項及び第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。<u>ただし、令和8年3月31日までの間は、減算しない。</u>	いる・いない ・非該当
業務継続計画未策定減算	注6 指定障害者支援施設基準第42条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない ・非該当
身体拘束廃止未実施減算	注7 指定障害者支援施設基準48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない ・非該当
虐待防止措置未実施減算	注8 指定障害者支援施設基準54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない ・非該当

チェックポイント	根拠法令																								
注2 平成18年厚生労働省告示第550号 第4号 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準（定員超過に該当する場合） 指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）の過去3月間の指定施設入所支援等の利用者の数の平均値が、指定障害者支援施設基準第41条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合 ➢ 100分の70 (1) 利用定員が50人以下の指定障害者支援施設等 1日の利用者の数が、利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合 (2) 利用定員が51人以上の指定障害者支援施設等 1日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準（夜勤職員欠如に該当する場合） 指定障害者支援施設基準の規定により、指定障害者支援施設等（指定障害者支援施設基準第4条の2の規定により、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）に置くべき生活支援員の員数を満たしていないこと。 ➢ 100分の95 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合 注3 施設入所支援サービス費の栄養士の配置 イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合 <table border="0"> <tr><td>(1) 利用定員が40人以下</td><td>27単位</td></tr> <tr><td>(2) 利用定員が41人以上50人以下</td><td>22単位</td></tr> <tr><td>(3) 利用定員が51人以上60人以下</td><td>19単位</td></tr> <tr><td>(4) 利用定員が61人以上70人以下</td><td>15単位</td></tr> <tr><td>(5) 利用定員が71人以上80人以下</td><td>14単位</td></tr> <tr><td>(4) 利用定員が81人以上</td><td>12単位</td></tr> </table> ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合 <table border="0"> <tr><td>(1) 利用定員が40人以下</td><td>12単位</td></tr> <tr><td>(2) 利用定員が41人以上50人以下</td><td>10単位</td></tr> <tr><td>(3) 利用定員が51人以上60人以下</td><td>9単位</td></tr> <tr><td>(4) 利用定員が61人以上70人以下</td><td>7単位</td></tr> <tr><td>(5) 利用定員が71人以上80人以下</td><td>7単位</td></tr> <tr><td>(6) 利用定員が81人以上</td><td>6単位</td></tr> </table> 注4 情報公表未報告減算 ➢ P117 参照 注5 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組がなされていない場合の減算 全ての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定されたもの。 <u>・以下の①②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。</u> ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること。 ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を策背うすることなど、意向確認のマニュアルを作成していること。 注6 業務継続計画未策定減算 ➢ P117 参照 注7 身体拘束廃止未実施減算 ➢ P119 参照 注8 虐待防止措置未実施減算 ➢ P119 参照	(1) 利用定員が40人以下	27単位	(2) 利用定員が41人以上50人以下	22単位	(3) 利用定員が51人以上60人以下	19単位	(4) 利用定員が61人以上70人以下	15単位	(5) 利用定員が71人以上80人以下	14単位	(4) 利用定員が81人以上	12単位	(1) 利用定員が40人以下	12単位	(2) 利用定員が41人以上50人以下	10単位	(3) 利用定員が51人以上60人以下	9単位	(4) 利用定員が61人以上70人以下	7単位	(5) 利用定員が71人以上80人以下	7単位	(6) 利用定員が81人以上	6単位	平18厚告523 別表第9の1の注2 平18厚告550四 平18厚告523 別表第9の1の注3 平18厚告523 別表第9の1の注4から7
(1) 利用定員が40人以下	27単位																								
(2) 利用定員が41人以上50人以下	22単位																								
(3) 利用定員が51人以上60人以下	19単位																								
(4) 利用定員が61人以上70人以下	15単位																								
(5) 利用定員が71人以上80人以下	14単位																								
(4) 利用定員が81人以上	12単位																								
(1) 利用定員が40人以下	12単位																								
(2) 利用定員が41人以上50人以下	10単位																								
(3) 利用定員が51人以上60人以下	9単位																								
(4) 利用定員が61人以上70人以下	7単位																								
(5) 利用定員が71人以上80人以下	7単位																								
(6) 利用定員が81人以上	6単位																								

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 夜勤職員配置体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）に適合するものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。	いる・いない
3 重度障害者支援加算	注 1 イの重度障害者支援加算（Ⅰ）については、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。重度障害者支援加算（Ⅱ）において同じ。）の数の合計数の 100 分の 20 以上であつて、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 注 2 イの重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等において、区分 6 に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が 2 人以上利用しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 22 単位を加算しているか。 注 3 ロの重度障害者支援加算（Ⅱ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号第 9 号ロ）に適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、区分 6 に該当し、かつ、第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 注 4 ロの重度障害者支援加算（Ⅱ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号第 9 号ハ）に適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に 1 日につき 150 単位を加算しているか。 注 5 ロの重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 500 単位を加算しているか。 注 6 注 4 の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に 1 日につき所定単位数に 200 単位を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント		根拠法令
2 夜勤職員配置体制加算		
(1) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	60 単位	平 18 厚告 523
(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	48 単位	別表第 9 の 2 の注
(3) 利用定員が 61 人以上	39 単位	平 18 厚告 551 三のロ
3 重度障害者支援加算		
イ 重度障害者支援加算(Ⅰ)	28 単位	平 18 厚告 523
ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)	360 単位	別表第 9 の 3 の注 1
ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ)	180 単位	
		18 厚告 523
		別表第 9 の 3 の注 2
		平 18 厚告 523
		別表第 9 の 3 の注 3
		平 18 厚告 543 二十五
		平 18 厚告 523
		別表第 9 の 3 の注 4
		平 18 厚告 543 二十五
		平 18 厚告 523
		別表第 9 の 3 の注 5
		平 18 厚告 543 二十五
		平 18 厚告 523
		別表第 9 の 3 の注 6
		平 18 厚告 543 二十五

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3 重度障害者支援加算	注7 ハの重度障害者支援加算（Ⅲ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号第9号ロ）に適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、ロの重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している場合は、加算しない。 注8 ハの重度障害者支援加算（Ⅲ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号第9号ハ）に適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき150単位を加算しているか。 注9 ハの重度障害者支援加算（Ⅲ）が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算をの算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。 注10 注8の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
4 夜間看護体制加算	注 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして市長に届け出た施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない
4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	注1 イの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
4 夜間看護体制加算 60 単位 4 の 2 イ 視覚聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51 単位 ロ 視覚聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 4 の 注 平 18 厚告 523 別表第 9 の 4 の 2 の 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
4 の 2 視覚・聴覚言語 障害者支援体制加算	注 2 ロの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
4 の 3 高次脳機能障 害者支援体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数の 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
5 入所時特別支援加 算	注 新たに入所者を受け入れた日から起算して 30 日以内の期間において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
6 入院・外泊時加算	注 1 イの入院・外泊時加算（Ⅰ）については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（第 15 の 1 [共同生活援助サービス費] の注 3 に規定する体験的な指定共同生活援助、第 15 の 1 の 2 [日中サービス支援型共同生活援助サービス費] の注 5 又は注 6 に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第 15 の 1 の 2 の 2 [外部サービス利用型共同生活援助サービス費] の注 3 に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この 6 において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して 8 日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を算定しているか。 ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。 注 2 ロの入院・外泊時加算（Ⅱ）については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。7 及び 8 において同じ。）が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して 8 日を越えた日から 82 日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数）を算定しているか。 ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
4 の 3 高次脳機能障害者支援体制加算 ➤P125 参照 41 単位 5 入所時特別支援加算 30 単位 6 入院・外泊時加算 イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 利用定員が 60 人以下 320 単位 (2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 272 単位 (3) 利用定員が 81 人以上 247 単位 ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 利用定員が 60 人以下 191 単位 (2) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 162 単位 (3) 利用定員が 81 人以上 147 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 4 の 3 の注 平 18 厚告 523 別表第 9 の 5 の注 平 18 厚告 523 別表第 9 の 6 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 9 の 6 の注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7 入院時支援 特別加算	注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
8 地域移行加算	注 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。以下この8において同じ。）の退所に先立って施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。	いる・いない
8の2 地域意向 促進加算	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注1において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者（指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定しているか。	いる・いない
	注2 ロの地域意向促進加算（Ⅱ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定しているか。	いる・いない
9 地域生活移行個別支援特別加算	注1 イの地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 ロの地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）については、地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であつて、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント			根拠法令
7	入院時支援特別加算		平 18 厚告 523
(1)	当該月における入院期間 (入院の初日及び最終日並びに 6 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。 (2) 及び注において同じ。) の日数の合計が 4 日未満の場合	561 単位	別表第 9 の 7 の注
(2)	当該月における入院期間の日数の合計が 4 日以上の場合	1, 122 単位	
8	地域移行加算	500 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 8 の注
8 の 2	イ 地域意向促進加算 (I)	120 単位	平 18 厚告 523
	ロ 地域意向促進加算 (II)	60 単位	別表第 9 の 8 の 2 の 注 1, 注 2
9	地域生活移行個別支援特別加算		平 18 厚告 523
イ	地域生活移行個別支援特別加算 (I)	12 単位	別表第 9 の 9 の注 1
ロ	地域生活移行個別支援特別加算 (II)	306 単位	平 18 厚告 551 三の ハ
			平 18 厚告 523 別表第 9 の 9 の注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
10 栄養マネジメント加算	注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥えん下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 (3) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。	いる・いない
11 経口移行加算	注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、10の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。	いる・いない
	注2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できる。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
10 栄養マネジメント加算	12 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 10 の 注
11 経口移行加算	28 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 11 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 9 の 11 の 注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12 経口維持加算	注 1 経口維持加算(Ⅰ)については、指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、11の経口移行加算を算定している場合又は10の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 2 経口維持加算(Ⅱ)については、協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 注 3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
12の2 口腔衛生管理体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
12の3 口腔衛生管理加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、12の2の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。 イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。 ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
12 経口維持加算		平 18 厚告 523
イ 経口維持加算(Ⅰ)	400 単位	別表第 9 の 12 の注
ロ 経口維持加算(Ⅱ)	100 単位	1
12 の 2 口腔衛生管理体制加算	30 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 12 の注 2
12 の 3 口腔衛生管理加算	90 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 12 の注 3

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 療養食加算	注 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
13の2 地域移行支援体制加算	注 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1日につき所定単位数に減少数を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない
13の3 通院支援加算	注 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定しているか。	いる・いない
13の4 集中的支援加算	注1 イの集中的支援加算（Ⅰ）については、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定障害者支援施設等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 注2 ロの集中的支援加算（Ⅱ）については、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定障害者支援施設等が、集中的な支援が必要な利用者をほかの指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
13の5 障害者支援施設等感染対策向上加算	注1 イの障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）については、以下の（1）から（3）までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。 （1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 （2）指定障害者支援施設等基準第46条第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この（2）において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この（2）において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 （3）診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「診療報酬点数表」という。）の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント		根拠法令					
13 療養食加算	23 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 注					
・ 厚生労働大臣が定める療養食（平 21 厚労告 177） 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食，腎臓病食，肝臓病食，胃潰瘍食，貧血食，膵臓病食，脂質異常食及び特別な場合の検査食とする。							
13 の 2 地域移行支援体制加算		平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 2 の 注					
利用定員	40人以下		41人以上 50人以下	51人以上 60人以下	61人以上 70人以下	71人以上 80人以下	80人以上
区分 6	15単位		9単位	7単位	5単位	4単位	3単位
区分 5	13単位		7単位	6単位	4単位	3単位	3単位
区分 4	11単位		6単位	5単位	3単位	3単位	2単位
区分 3	8単位		5単位	4単位	3単位	2単位	2単位
区分 2 以下	6単位		4単位	3単位	2単位	2単位	2単位
13 の 3 通院支援加算		17 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 3 の 注				
13 の 4 イ 集中的支援加算（Ⅰ）		1,000 単位					
□ 集中的支援加算（Ⅱ）		500 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 4 の 注 1, 注 2				
13 の 5 イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		10 単位/月					
□ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		5 単位/月	平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 5 の 注 1, 注 2				

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 の 5 障害者支援施設等感染対策向上加算	注 2 口の障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から 3 年に 1 回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1 月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
13 の 6 新興感染症等施設療養加算	注 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として 1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
14 福祉・介護職員等処遇改善加算	当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
13 の 6 新興感染症等施設療養加算 240 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の 6 の注
14 福祉・介護職員等処遇改善加算 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 14 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 9 の 14 の注 2

三 自立訓練(機能訓練)

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 機能訓練サービス費	注1 イの機能訓練サービス費(Ⅰ)については、指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 注2 ロの機能訓練サービス費(Ⅱ)の(1)及び(2)については、指定障害福祉サービス基準第156条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所等(注2の3に規定する共生型自立訓練(機能訓練)事業所を除く。注2の2、注4及び注4の2において同じ。)に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等(注2の3に規定する共生型自立訓練(機能訓練)を除く。以下この注、注2の2、注4、注4の2において同じ。)を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画、特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(機能訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 注2の2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして市長に届け出た1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 【共生型の場合】 注2の3 ハについては、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「共生型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)において、共生型自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練(機能訓練)事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
(参考) 別表「介護給付費等単位数表」平 18 厚労告 523 号別表第 10 ○自立訓練（機能訓練） 1 機能訓練サービス費 イ 機能訓練サービス費（Ⅰ） (1) 利用定員が 20 人以下 819 単位 (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 732 単位 (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 695 単位 (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 667 単位 (5) 利用定員が 81 人以上 629 単位 ロ 機能訓練サービス費（Ⅱ） (1) 所要時間 1 時間未満の場合 265 単位 (2) 所要時間 1 時間以上の場合 606 単位 (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 779 単位 ハ 共生型機能訓練サービス費 721 単位 ニ 基準該当機能訓練サービス費 721 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2、注 2 の 2 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2 の 3 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 3
○定員規模別単価の利用定員について 多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第 141 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の屋間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第 2 条第 16 号に掲げる屋間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該屋間実施サービスの利用定員の合計数とする。	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2 の 2 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2 の 3

根拠法令

1	機能訓練サービス費	
イ	機能訓練サービス費（Ⅰ）	
(1)	利用定員が 20 人以下	819 単位
(2)	利用定員が 21 人以上 40 人以下	732 単位
(3)	利用定員が 41 人以上 60 人以下	695 単位
(4)	利用定員が 61 人以上 80 人以下	667 単位
(5)	利用定員が 81 人以上	629 単位
ロ	機能訓練サービス費（Ⅱ）	
(1)	所要時間 1 時間未満の場合	265 単位
(2)	所要時間 1 時間以上の場合	606 単位
(3)	視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779 単位
ハ	共生型機能訓練サービス費	721 単位
ニ	基準該当機能訓練サービス費	721 単位

○定員規模別単価の利用定員について

平 18 厚告 523
別表第 10 の 1 の注 2
の 2

平 18 厚告 523
別表第 10 の 1 の注 2
の 3

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	【基準該当の場合】 注3 ニの基準該当機能訓練サービス費については、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (1) 指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が基準該当自立訓練（機能訓練）（同条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下、「基準該当自立訓練（機能訓練）事業所という。」）において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。 (2) 指定障害福祉サービス基準第163条の2に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。 (3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第163条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）において、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）（同条に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行った場合。 【減算が行われる場合】 注4 イからハまでに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては、(2)又は(3)に該当する場合に、ハについては(1)に該当する場合にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (1) 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びにに所定単位数に乗じる割合」の五のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 100分の70 (看護職員等の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が5月以上継続している場合は、100分の50) (2) 指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たって、自立訓練（機能訓練）計画等が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ・作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 ・作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 (3) 利用者（利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たないものを除く。）のサービス利用期間（利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
特別地域加算	注4の2 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 3
	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4
定員超過に該当する場合の所定単位数の算定 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の (1)
個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の (2)
平均利用時間が標準利用時間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定 単位数の算定	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の (3) 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
情報公表未報告減算	注4の3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5（指定障害者支援施設にあっては、100分の10）に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
業務継続計画未策定減算	注4の4 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算し、指定障害者支援施設等基準第42条の2の第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
身体拘束廃止未実施減算	注4の5 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、100分の1に相当する単位数を減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
虐待防止措置未実施減算	注4の6 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
	【サービス管理責任者配置等加算】 注4の7 ハについては、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして市長に届け出た共生型自立訓練（機能訓練）事業所について、1日につき58単位を加算しているか。 (1) サービス管理責任者を1名以上配置していること。 (2) 地域に貢献する活動を行っていること。	いる・いない
	注5 利用者が自立訓練（機能訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定されていないか。	いる・いない
1の2 福祉専門職員配置等加算	注1 イの福祉専門職員配置等加算（I）については、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの（1）の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号、第162条の3第2号若しくは第162条の4第4号の規定により置くべき従業者（注2及び注3において「共生型自立訓練（機能訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
注 4 の 3 情報公表未報告減算 ➤ P117 参照	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 3
注 4 の 4 業務継続計画未策定減算 ➤ P117 参照	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 4
注 4 の 5 身体拘束廃止未実施減算 ➤ P119 参照	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 5
注 4 の 6 虐待防止措置未実施減算 ➤ P119 参照	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 6
共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について サービス管理責任者を 1 名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た場合に算定できることとする。	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 7
1 の 2 福祉専門職員配置等加算 イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15 単位 ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10 単位 ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 5
	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の 2 の注 1
	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の 2 の注 2
	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の 2 の注 3

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 の 2 福祉 専門職員配 置等加算	注2 ロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。 注3 ハの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。 (1) 生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 (2) 生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
1 の 3 ピア サポート実 施加算	注 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者(以下この注において単に「障害者」という。)又は障害者であったと市長が認める者(以下この注において「障害者等」という。)である従業者であって、(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行ったものから当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。)を自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)配置していること。 (2) (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	いる・いない いる・いない いる・いない
2 視覚・聴 覚言語障害 者支援体制 加算	注1 イの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)については、視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ)が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し、専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
1 の 3 ピアサポート実施加算 100 単位 2 イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51 単位 口 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の 3 の注 平 18 厚告 523 別表第 10 の 2 の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	注 2 ロの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
2の2 高次脳機能障害者支援体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められる利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
3 初期加算	注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
4 欠席時対応加算	注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
4の2 リハビリテーション加算	注1 イのリハビリテーション加算Ⅰについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画を作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合又は次の(1)から(6)までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	(1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。	いる・いない
	(2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定自立訓練（機能訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。	いる・いない
	(3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
2の2	高次脳機能障害者支援体制加算 ➤P125 参照	41 単位
3	初期加算	30 単位
4	欠席時対応加算	94 単位
4の2	リハビリテーション加算	
イ	リハビリテーション加算(Ⅰ)	48 単位
ロ	リハビリテーション加算(Ⅱ)	20 単位
○リハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施すべきものであること。		平 18 厚告 523 別表第 10 の 2 の
○リハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。		2 注、10 の 3 の
(一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。		注、10 の 4 の注
(二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練（機能訓練）等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。		平 18 厚告 523 別表第 10 の
(三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。 なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。		4 の 2 注 2
ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者（以下「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、自立訓練（機能訓練）サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。		
イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね 2 週間以内及び概ね 3 月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、 <u>リハビリテーション実施計画を作成すること</u> 。なお、この場合にあっては、リハビリテーション実施計画を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっては、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとする。		
また、作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。		
ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。		
エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
4の2 リハビリテーション加算	(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 (6) 当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。 注2 ロのリハビリテーション加算Ⅱについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イのリハビリテーション加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
5 利用者負担上限額管理加算	注 指定自立訓練(機能訓練)事業者、共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
6 食事提供体制加算	注 低所得者等であって自立訓練(機能訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)、低所得者等である基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者又は低所得者等である病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所若しくは病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、<u>次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養者又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント		根拠法令
5	利用者負担上限額管理加算 150 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 5 の注
6	食事提供体制加算 30 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 6 の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7 送迎加算	注1 別に厚生労働大臣が定める送迎(平成24年厚生労働省告示第268号)を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この7において同じ。)において、利用者(当該指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(機能訓練)、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 注2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない いる・いない
8 障害福祉サービスの体験利用支援加算	注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(機能訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて加算しているか。 (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 注2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 注3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 注4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚労告551第10号・ロ)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
8の2 社会生活支援特別加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚労告551第10号・ハ)に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、厚生労働大臣が定める者(平成18年厚労告556第9号)に対して、特別な支援に対応した自立訓練(機能訓練)計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
7 送迎加算		平 18 厚告 523
イ 送迎加算（Ⅰ）	21 単位	別表第 10 の 7 の注 1
ロ 送迎加算（Ⅱ）	10 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 7 の注 2
8 障害福祉サービスの体験利用支援加算		平 18 厚告 523
イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位	別表第 10 の 8 の注 1
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 2
		平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 3
		平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 4
8 の 2 社会生活支援特別加算	480 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の 2 の注 平 18 厚告 551 平 18 障発第 1031001 第二-3-(1)-⑪

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8の3 就労移行支援体制加算	注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職から復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限る。（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
8の4 緊急時受入加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
8の5 集中的支援加算	注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（機能訓練）事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない
9 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
8の3 就労移行支援体制加算		平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の 3 の注
イ 利用定員が20人以下	57単位	
ロ 利用定員が21人以上40人以下	25単位	
ハ 利用定員が41人以上60人以下	14単位	
ニ 利用定員が61人以上80人以下	10単位	
ホ 利用定員が 81 人以上	7 単位	
8の4 緊急時受入加算	100 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の 4 の注
8の5 集中的支援加算	1,000 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の 5 の注
9 福祉・介護職員等処遇改善加算		平 18 厚告 523 別表第 10 の 9 の注 1
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、 <u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u>		平 18 厚告 523 別表第 10 の 9 の注 2

四 自立訓練(生活訓練)

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 生活訓練サービス費	注1 イの生活訓練サービス費(Ⅰ)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所等、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。)において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
	注2 ロの生活訓練サービス費(Ⅱ)の(1)及び(2)については、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等(注4の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)事業所を除く。注2の2、注6及び注6の2において同じ。))に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等(注4の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)事業所を除く。以下、この注、注2の2、注6及び注6の2において同じ。))を行った場合に、自立訓練(生活訓練)計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画に位置付けられた内容の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない
	注2の2 ロの生活訓練サービス費(Ⅱ)の(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚労省大臣告示556号)が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして市長に届け出た1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
(参考) 別表「介護給費等単位数表」第 1 1 ○自立訓練（生活訓練） 1 生活訓練サービス費 イ 生活訓練サービス費（Ⅰ） (1) 利用定員が 20 人以下 776 単位 (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 693 単位 (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 659 単位 (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 633 単位 (5) 利用定員が 81 人以上 595 単位 ロ 生活訓練サービス費（Ⅱ） (1) 所要時間 1 時間未満の場合 265 単位 (2) 所要時間 1 時間以上の場合 606 単位 (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 779 単位 ハ 生活訓練サービス費（Ⅲ） (1) 利用期間が 2 年間以内の場合 281 単位 (2) 利用期間が 2 年間を超える場合 170 単位 ニ 生活訓練サービス費（Ⅳ） (1) 利用期間が 3 年間以内の場合 281 単位 (2) 利用期間が 3 年間を超える場合 170 単位 ホ 基準該当生活訓練サービス費 690 単位 ヘ 基準該当生活訓練サービス費 690 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 1
○定員規模別単価の利用定員について 多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第 2 条第 16 号に掲げる昼間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等（法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。））にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 2 の 2 平 18 厚告 556 十

主眼事項	着 眼 点	自己評価
指定宿泊型 自立訓練を 行った場合	注 3 ハの生活訓練サービス費（Ⅲ）については、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第 6 条の 6 第 2 号の規定により標準利用期間が 2 年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 注 4 ニの生活訓練サービス費（Ⅳ）については、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第 6 条の 6 第 2 号の規定により、標準利用期間が 3 年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない いる・いない
共生型生活 訓練サービ ス費	注 4 の 2 ホの共生型生活訓練サービス費については、共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所において、共生型自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（生活訓練）事業所 の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。	いる・いない
基準該当生 活訓練サー ビス費	注 5 ヘの基準該当生活訓練サービス費については、指定障害福祉サービス基準第 172 条又は 172 条の 2 に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者が基準該当自立訓練（生活訓練）（同条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
減算が行わ れる場合	注 6 イからホまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては右記チェックポイントに掲げる(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(2)又は(3)に該当する場合に、ハ及びニについては(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、ホについては(1)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	いる・いない
特別地域加 算	注 6 の 2 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して 1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	いる・いない
情報公表未 報告減算	注 6 の 3 法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等（以下「指定宿泊型自立訓練事業所」という。）及び指定障害者支援施設にあっては、100 分の 10 に相当する単位数）を減算しているか。	いる・いない
業務継続計 画未策定減 算	注 6 の 4 指定障害福祉サービス基準第 171 条、第 171 条の 4 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所を除く。）は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害福祉サービス基準第 171 条、171 条の 4 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所に限る。）又は指定障害者支援施設基準第 42 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
身体拘束廃 止未実施減 算	注 6 の 5 指定障害福祉サービス基準第 171 条、第 171 条の 4 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合（宿泊型自立訓練事業所を除く。）は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害福祉サービス基準第 171 条、171 条の 4 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所に限る。）又は指定障害者支援施設基準第 48 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
【減算が行われる場合】 (1) 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の六のイ、ロ又はハの表の上欄に定める基準に該当する場合 100 分の 70 (2) 指定自立訓練(生活訓練)等の提供に当たって、自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 (二) 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50 (3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が 1 年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 6 条の 6 第 2 号に掲げる期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95 注 6 の 3 情報公表未報告減算 ➤ P 117 参照 注 6 の 4 業務継続計画未策定減算 ➤ P 117 参照 注 6 の 5 身体拘束廃止未実施減算 ➤ P 119 参照	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 4 平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 4 の 2 平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 5 平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 6 平 18 厚告 550 の六 平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 6 の 2 平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 6 の 3

主眼事項	着 眼 点	自己評価
虐待防止措置 未実施減算	注6の6 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
サービス管理 責任者配置等 加算	注6の7 ホの共生型生活訓練サービス費については、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして市長に届け出た共生型自立訓練（生活訓練）事業所について、1日につき58単位を加算しているか。 (1) サービス管理責任者を1名以上配置していること。 (2) 地域に貢献する活動を行っていること。	いる・いない
	注7 利用者が自立訓練（生活訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活訓練サービス費は、算定されていないか。	いる・いない
1の2 福祉専門職員配置 等加算	注1 イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員若しくは指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員（以下この1の2及び9において「生活支援員等」という。）又は指定障害福祉サービス基準第171条の2第2号若しくは第171条の3第4号の規定により置くべき従業者（注2及び注3において「共生型自立訓練（生活訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき10単位を加算しているか。	いる・いない
	注2 ロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、生活支援員等又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。	いる・いない
	3 ハの福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又はロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。 (1) 生活支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 (2) 生活支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1の3 地域移行支援体制強化加算	注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚労省告示第551号第11号イ）に適合するものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算しているか。	いる・いない
1の4 ピアサポート実施加算	注 次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと市長が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 (1) 障害者ピアサポート研修修了者を指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。 (2) (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	いる・いない
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	注1 イの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（生活訓練サービス費（Ⅱ）が算定されている利用者を除く。以下この2において同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 注2 ロの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については、視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
2の2 高次脳機能障害者支援体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められる利用者（1のロに規定する生活訓練サービス費（Ⅱ）が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
1 の 3	地域移行支援体制強化加算 55 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 3 の注 平 18 厚告 551 の四
1 の 4	ピアサポート実施加算 100 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 4 の注
2 イ	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51 単位	平 18 厚告 523
ロ	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41 単位	別表第 11 の 2 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 11 の 2 の注 2
2 の 2	高次脳機能障害者支援体制加算 ➤P125 参照 41 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 2 の 2 の 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3 初期加算	注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
4 欠席時対応加算	注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第 166 条、第 171 条の 2 第 2 号、第 171 条の 3 第 4 号若しくは第 220 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回を限度として、所定単位数を加算しているか。	いる・いない
4 の 2 医療連携体制加算	注 1 イの医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練(機能訓練))を提供する事業所又は 10 の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。以下注 2 から注 5 において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 2 ロの医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間以上 2 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 3 ハの医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 2 時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 4 ニの医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	いる・いない
	注 5 ホの医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 6 ヘの医療連携体制加算(Ⅵ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
3 初期加算	30 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 3 の注
4 欠席時対応加算	94 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の注
欠席時対応加算は、いわゆる“キャンセル料”ではないことから、単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目については必須で記載してください ① 連絡日時 ② 相談援助を行った職員の職名・氏名 ③ 利用者が相談を必要としている（困っている）状況 ④ 相談援助の具体的内容・経緯など ⑤ 次回通所予定日		
4 の 2 医療連携体制加算		平 18 厚告 523
イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	32 単位	別表第 11 の 4 の 2 の注 1
ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	63 単位	
ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	125 単位	
ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）		平 18 厚労告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 2
（1）看護を受けた利用者が 1 人	800 単位	
（2）看護を受けた利用者が 2 人	500 単位	
（3）看護を受けた利用者が 3 人以上 8 人以下	400 単位	
ホ 医療連携体制加算（Ⅴ）	500 単位	平 18 厚労告 523
ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ）	100 単位	別表第 11 の 4 の 2 の注 3
		平 18 厚労告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 4
		平 18 厚労告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 5
		平 18 厚労告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 6

主眼事項	着 眼 点	自己評価
4の3 個別計画訓練支援加算	注1 イの個別計画訓練支援加算（Ⅰ）については、次の(1)から(6)までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	(1) 社会福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により，利用者の障害特性や生活環境等に応じて，障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第1における調査項目中「応用日常生活動作」，「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。	いる・いない
	(2) 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い，指定自立訓練（生活訓練）等を行っているとともに，利用者の状態を定期的に記録していること。	いる・いない
	(3) 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し，必要に応じて当該計画を見直していること。	いる・いない
	(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については，従業者により，個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう，訓練に係る日常生活上の留意点，介護の工夫等の情報を共有していること。	いる・いない
	(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については，指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が，必要に応じ，指定特定相談支援事業者を通じて，指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し，訓練に係る日常生活上の留意点，介護の工夫等の情報を伝達していること。	いる・いない
	(6) 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに，利用者の生活機能の改善状況等を評価し，当該評価の結果を公表していること。	いる・いない
	注2 ロの個別計画訓練支援加算（Ⅱ）については、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イの個別計画訓練支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。	いる・いない

チェックポイント			根拠法令
4 の 3	イ 個別計画訓練支援加算（Ⅰ） ロ 個別計画訓練支援加算（Ⅱ）	47 単位 19 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 3 の 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 短期滞在加算	注 平成18年厚生労働省告示第551号ハに定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上させるための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
5の2 日中支援加算	注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター(法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。)の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者(「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
5の3 通勤者生活支援加算	注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント			根拠法令
5	短期滞在加算		平 18 厚告 523
イ	短期滞在加算(Ⅰ)	180 単位	別表第 11 の 5 の注
ロ	短期滞在加算(Ⅱ)	115 単位	平 18 厚告 551 の四
5 の 2	日中支援加算	270 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 2 注
5 の 3	通勤者生活支援加算	18 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 3 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 の 4 入院時支援特別加算	注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所(当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下この項目及び次の項目において同じ。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第 166 条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1 月につき 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
5 の 5 長期入院時支援特別加算	注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第 166 条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が 2 日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して 3 月に限る。)について、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、前項の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。	いる・いない
5 の 6 帰宅時支援加算	注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊(第 15 の 1 の注 3 に規定する体験的な指定共同生活援助第 15 の 1 の 2 注 5 又は注 6 に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第 15 の 1 の 2 の 2 の注 3 に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。次項において同じ。)した場合に、1 月に 1 回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
5 の 4 入院時支援特別加算 イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561 単位 ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 4 注
5 の 5 長期入院時支援特別加算 76 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 5 注
5 の 6 帰宅時支援加算 イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187 単位 ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 6 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 の 7 長期帰宅時 支援加算	注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)ただし、前項の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。	いる・いない
5 の 8 地域移行加 算	注 利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者(利用期間が2年を超える者を除く。)の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中2回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。	いる・いない
5 の 9 地域生活移 行個別支援特別 加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示551第11号二)に適合しているものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
5 の 10 精神障害 者地域移行特別 加算	注 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であつて当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練(生活訓練)計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、5の9の地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
5 の 7 長期帰宅時支援加算	25 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 7 注
5 の 8 地域移行加算	500 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 8 注
5 の 9 地域生活移行個別支援特別加算	670 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 9 注 平 18 厚告 551 の 四
5 の 10 精神障害者地域移行特別加算	300 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 10 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5の11 強度行動障害者地域移行特別加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示551号 ホ)に適合しているものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示543第29号の2)に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
6 利用者負担上限額管理加算	注 指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。)、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 食事提供体制加算	注1 イの食事提供体制加算(Ⅰ)については、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養者又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。 2 ロの食事提供体制加算(Ⅱ)については、低所得者であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、注1の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント		根拠法令
5 の 11 強度行動障害者地域移行特別加算	300 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 11 注 平 18 厚告 551 四 平 18 厚告 543 別表第 2
6 利用者負担上限額管理加算	150 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 6 の 注
7 食事提供体制加算		平 18 厚告 523
イ 食事提供体制加算（Ⅰ）	48 単位	別表第 11 の 7 の
ロ 食事提供体制加算（Ⅱ）	30 単位	注 1
		平 18 厚告 523 別表第 11 の 7 の注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 精神障害者退院 支援施設加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551・第11号・へ）に適合しているものとして市長に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（精神障害者退院支援施設）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
9 夜間支援等体制 加算	注1 イの夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 2 ロの夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、Ⅰの夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。 3 ハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、（Ⅰ）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
8 精神障害者退院支援施設加算 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) 180 単位 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) 115 単位	18 厚告 523 別表第 11 の 8 の 注 平 18 厚告 551 の四
9 夜間支援等体制加算 イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ) (1) 夜間及び深夜の時間帯において、生活支援員等が支援を行う利用者（以下この 9 において「夜間支援対象利用者」という。）が 3 人以下 448 単位 (2) 夜間支援対象利用者が 4 人以上 6 人以下 269 単位 (3) 夜間支援対象利用者が 7 人以上 9 人以下 168 単位 (4) 夜間支援対象利用者が 10 人以上 12 人以下 122 単位 (5) 夜間支援対象利用者が 13 人以上 15 人以下 96 単位 (6) 夜間支援対象利用者が 16 人以上 18 人以下 79 単位 (7) 夜間支援対象利用者が 19 人以上 21 人以下 67 単位 (8) 夜間支援対象利用者が 22 人以上 24 人以下 58 単位 (9) 夜間支援対象利用者が 25 人以上 27 人以下 52 単位 (10) 夜間支援対象利用者が 28 人以上 30 人以下 46 単位 ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ) (1) 夜間支援対象利用者が 3 人以下 149 単位 (2) 夜間支援対象利用者が 4 人以上 6 人以下 90 単位 (3) 夜間支援対象利用者が 7 人以上 9 人以下 56 単位 (4) 夜間支援対象利用者が 10 人以上 12 人以下 41 単位 (5) 夜間支援対象利用者が 13 人以上 15 人以下 32 単位 (6) 夜間支援対象利用者が 16 人以上 18 人以下 26 単位 (7) 夜間支援対象利用者が 19 人以上 21 人以下 22 単位 (8) 夜間支援対象利用者が 22 人以上 24 人以下 19 単位 (9) 夜間支援対象利用者が 25 人以上 27 人以下 17 単位 (10) 夜間支援対象利用者が 28 人以上 30 人以下 15 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の 注 2 平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の 注 3
ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) 10 単位	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
10 看護職員配置加算	注1 イの看護職員配置加算(Ⅰ)については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 注2 ロの看護職員配置加算(Ⅱ)については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
11 送迎加算	注1 別に厚生労働大臣が定める送迎(平成24年厚生労働省告示268・第4号)を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この11に同じ。)において、利用者(指定宿泊型自立訓練の利用者及び当該指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 注2 別に厚生労働大臣が定める送迎(平成24年厚生労働省告示第268号)を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント		根拠法令
10 看護職員配置加算		平 18 厚告 523
イ 看護職員配置加算（Ⅰ）	18 単位	別表第 11 の 10 の注 1
ロ 看護職員配置加算（Ⅱ）	13 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 10 の注 2
11 送迎加算		平 18 厚告 523
イ 送迎加算（Ⅰ）	21 単位	別表第 11 の 11 の注 1
ロ 送迎加算（Ⅱ）	10 単位	平 24 厚告 268 の四
		平 18 厚告 523 別表第 11 の 11 の注 2 平 24 厚告 268 の四

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12 障害福祉サービスの体験利用支援加算	注1 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。 ① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 注2 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 注3 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 注4 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551・第11号ト)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
12の2 社会生活支援特別加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
12の3 就労移行支援体制加算	注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練(生活訓練)事業等において指定自立訓練(生活訓練)等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後、就労を継続しているが6月に達した者)(過去3年間に於いて、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者であって、市長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(生活訓練)等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
12 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の注 1
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位	
		平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の注 2
		平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の注 3
		平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の注 4 平 18 厚告 551 の四
12 の 2 社会生活支援特別加算	480 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 2 の注 平 18 厚告 551 の四 平 18 厚告 556 の 9 号
12 の 3 就労移行支援体制加算		平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 3 の注
イ 利用定員が 20 人以下	54 単位	
ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下	24 単位	
ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	13 単位	
ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	9 単位	
ホ 利用定員が 81 人以上	7 単位	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12 の 4 緊急時受入 加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者（施設入所者、1 のハの生活訓練サービス費（Ⅲ）又は二の生活訓練サービス費（Ⅳ）を受けている者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
12 の 5 集中的支援 加算	注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない
13 福祉・介護職員等 処遇改善加算	当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
12 の 4 緊急時受入加算 100 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 4 の注 平 18 厚告 551
12 の 5 集中的支援加算 1,000 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 5 の注 平 18 厚告 556
13 福祉・介護職員等処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 13 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 11 の 13 の注 2

五 就労移行支援

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 就労移行支援サービス費 就労移行支援サービス費（Ⅰ）	注1 イの就労移行支援サービス費（Ⅰ）については、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この注1及び注2において同じ。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援等」という）を行った場合に所定単位数を算定しているか。	いる・いない
就労移行支援サービス費（Ⅱ） あん摩マッサージ指圧師等養成施設として認定されている事業所が行った場合	注2 ロの就労移行支援サービス費（Ⅱ）については、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者若しくは65歳以上の者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
就労移行支援サービス費（Ⅰ）	注3 イの就労移行支援サービス費（Ⅰ）については、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注3及び注4の2並びに2において同じ。）（以下、「指定就労移行支援事業所等」という）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び市長に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注4及び注4の3並びに12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。）の場合に限る。）においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 （ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する）。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
別表「介護給付費等単位数表」第 12 ○就労移行支援サービス費（1 日につき） P208～P209 参照 ○定員規模別単価の利用定員について 多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定就労移行支援事業所にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第 2 条第 16 号に掲げる昼間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）にあつては当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 3

主眼事項	着 眼 点	自己評価
就労移行支援サービス費（Ⅱ）	注４ ロの就労移行支援サービス費（Ⅱ）については、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び市長に届け出た就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか（ただし、地方公共団体が設置する認定指定就労移行支援事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する）	いる・いない
	注４の２ イに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から２年間は、就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満である場合とみなして、１日につき所定単位数を算定しているか。 （ただし、指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から１年以上２年未満の間は、注３の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度及び当該前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、１日につき所定単位数を算定することができる）。	いる・いない
	注４の３ ロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、認定指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から３年間（当該認定指定就労移行支援事業所等の修業年限が５年である場合は５年間）は、就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満である場合とみなして、１日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 4
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 4 の 2
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 4 の 3

チェックポイント	根拠法令
(参考) 別表「介護給付費等単位数表」第12 ○就労移行支援サービス費(1日につき) イ 就労移行支援サービス費(I) (1) 利用定員が20人以下 (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 1,210 単位 (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 1,020 単位 (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 879 単位 (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 719 単位 (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 569 単位 (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)--- 519 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 479 単位 (2) 利用定員が21人以上40人以下 (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 1,055 単位 (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 881 単位 (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 743 単位 (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 649 単位 (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 524 単位 (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)--- 466 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 432 単位 (3) 利用定員が41人以上60人以下 (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 1,023 単位 (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 857 単位 (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 711 単位 (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 614 単位 (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 515 単位 (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)--- 446 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 413 単位 (4) 利用定員が61人以上80人以下 (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 968 単位 (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 816 単位 (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 664 単位 (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 562 単位 (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 494 単位 (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)--- 418 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 387 単位 (5) 利用定員が81人以上 (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 935 単位 (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 779 単位 (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 625 単位 (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 516 単位 (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 478 単位 (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)--- 392 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 364 単位	

チェックポイント	根拠法令
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ) (1) 利用定員が 20 人以下 (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上の場合----- 756 単位 (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満の場合----- 644 単位 (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合----- 553 単位 (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満の場合----- 468 単位 (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満の場合----- 381 単位 (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満の場合（零の場合を除く。）---- 348 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 323 単位 (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上の場合----- 699 単位 (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満の場合----- 587 単位 (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合----- 495 単位 (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満の場合----- 433 単位 (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満の場合----- 351 単位 (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満の場合（零の場合を除く。）---- 313 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 291 単位 (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上の場合----- 665 単位 (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満の場合----- 560 単位 (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合----- 464 単位 (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満の場合----- 402 単位 (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満の場合----- 338 単位 (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満の場合（零の場合を除く。）---- 295 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 272 単位 (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上の場合----- 658 単位 (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満の場合----- 554 単位 (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合----- 453 単位 (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満の場合----- 384 単位 (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満の場合----- 338 単位 (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満の場合（零の場合を除く。）---- 286 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 266 単位 (5) 利用定員が 81 人以上 (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上の場合----- 653 単位 (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満の場合----- 545 単位 (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合----- 439 単位 (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満の場合----- 363 単位 (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満の場合----- 337 単位 (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満の場合（零の場合を除く。）---- 277 単位 (七) 就労定着者の割合が零の場合----- 258 単位	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
減算が行われる場合	注5 就労移行支援サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	
定員超過に該当する場合の所定単位数の算定	(1) 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の七のイ(利用者の数)又はロ(従業者の数)の表の上欄に掲げる基準に該当する場合 100分の70	いる・いない
人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定	(1)-2 従業者の員数について、職業指導員等(職業指導員、生活支援員、就労支援振)の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が5月以上継続している場合 100分の50	いる・いない
個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定	(2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、就労移行支援計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	いる・いない
平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所における所定単位数の算定	(3) 指定就労移行支援等の利用者(当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の8に定める標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95	いる・いない
情報公表未報告減算	注6 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数)を所定単位数から減算しているか。	いる・いない
業務継続計画未策定減算	注7 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない
身体拘束廃止未実施減算	注8 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない
虐待防止措置未実施減算	注9 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない
その他	注10 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労移行支援サービス費を算定していないか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 5 平 18 厚告 550 の七
注 6 情報公表未報告減算 ➤ P 117 参照	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 6
注 7 業務継続計画未策定減算 ➤ P 117 参照	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 7
注 8 身体拘束廃止未実施減算 ➤ P 119 参照	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 8
注 9 虐待防止措置未実施減算 ➤ P 119 参照	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 9
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 10

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	注1 イの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 注2 ロの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については、視覚障害者等である当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
3 高次脳機能障害者支援体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
4 初期加算	注 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
5 訪問支援特別加算	注 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労移行支援従業者」という。）が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
2	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）	51 単位 41 単位
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 2 の注 1, 2
3	高次脳機能障害者支援体制加算 ➤P125 参照	41 単位
		18 厚告 523 別表第 12 の 3 の注
4	初期加算	30 単位
		18 厚告 523 別表第 12 の 4 の注
5	訪問支援特別加算	
	イ 所要時間 1 時間未満の場合	187 単位
	ロ 所要時間 1 時間以上の場合	280 単位
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 5 の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
6 利用者負担 上限額管理加算	注 指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 食事提供体制加算	注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養者又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	いる・いない
8 精神障害者 退院支援施設加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
9 福祉専門職員配置等加算	注1 イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員(注2及び注3において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 ロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。)	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
6	利用者負担上限額管理加算 150 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 6 の注
7	食事提供体制加算 30 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 7 の注
8	精神障害者退院支援施設加算 イ 精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ） ロ 精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ） 180 単位 115 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 8 の注 平 18 厚告 551 の五
9	福祉専門職員配置等加算 イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） ハ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 15 単位 10 単位 6 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 9 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 12 の 9 の 注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
9 福祉専門職員配置等加算	注3 ハの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。) (1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 (2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	いる・いない
10 欠席時対応加算	注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援事業等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
11 医療連携体制加算	注1 イの医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 ロの医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注3 ハの医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 9 の注 3
10 欠席時対応加算 94 単位 欠席時対応加算は、いわゆる“キャンセル料”ではないことから、単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目については必須で記載してください ① 連絡日時 ② 相談支援を行った職員の職名・氏名 ③ 利用者が相談を必要としている（困っている）状況 ④ 相談支援の具体的内容・経緯など ⑤ 次回通所予定日	平 18 厚告 523 別表第 12 の 10 の注
11 医療連携体制加算 イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 32 単位 ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 63 単位 ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） 125 単位 ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） (1) 看護を受けた利用者が 1 人 800 単位 (2) 看護を受けた利用者が 2 人 500 単位 (3) 看護を受けた利用者が 3 人以上 8 人以下 400 単位 ホ 医療連携体制加算（Ⅴ） 500 単位 ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ） 100 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 2
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 3

主眼事項	着 眼 点	自己評価
11 医療連携体制加算	注4 ニの医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者(スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者)に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない)。 注5 ホの医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 注6 ヘの医療連携体制加算(Ⅵ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない)。	いる・いない いる・いない いる・いない
12 就労支援関係研修修了加算	注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修(平成21年厚生労働省告示第178号)を修了した者を就労支援員として配置しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(ただし、当該指定就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は、算定しない。)	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 4
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 5
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 6
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 12 の注 平 21 厚告 178
12 就労支援関係研修終了加算	6 単位

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 移行準備支援体制加算	注 移行準備支援体制加算については、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の 100 分の 50 を超えるものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準（算定対象となる利用者が、利用定員の 100 分の 50 以下（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）を満たし、次の①又は②のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ① 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における 1 回の施設外支援が 1 月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合 ② 求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合	いる・いない
14 送迎加算	注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268 号）を実施しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設において、利用者（当該指定就労移行支援等事業所等と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 注 2 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268 号）を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント		根拠法令
13 移行準備支援体制加算	41 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 13 の注 平 18 厚告 543 の三十 二
14 送迎加算		
イ 送迎加算（Ⅰ）	21 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 14 の注 1
ロ 送迎加算（Ⅱ）	10 単位	平 18 厚告 268 の四
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 14 の注 2 平 18 厚告 268 の四

主眼事項	着 眼 点	自己評価
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算	注 1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。 (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 注 2 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 注 3 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 注 4 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
15 の 2 通勤訓練加算	注 指定就労移行支援事業所等において、当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
15 の 3 在宅時生活支援サービス加算	注 指定就労移行支援事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
15 の 4 社会生活支援特別加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位	平 18 厚告 523
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位	別表第 12 の 15 の注 1
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の注 2
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の注 3
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の注 4 平 18 厚告 551 の五
15 の 2 通勤訓練加算	800 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 2 の注
15 の 3 在宅時生活支援サービス加算	300 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 3 の注
15 の 4 社会生活支援特別加算 厚生労働大臣が定める者	480 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 4 の注
➢医療観察法に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設法に規定する刑事施設若しくは少年院法に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から 3 年を経過していないもの又はこれに準ずる者		平 18 厚告 551 の五 平 18 厚告 556 の九

主眼事項	着 眼 点	自己評価
15 の 5 地域連携会議実施加算	注 1 イの地域連携会議実施加算（Ⅰ）については、指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この 15 の 5 において同じ。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1 月につき 1 回、かつ、1 年につき 4 回（口を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算しているか。 注 2 ロの地域連携会議実施加算（Ⅱ）については、指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者より構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1 月につき 1 回、かつ 1 年につき 4 回（イを算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
15 の 6 緊急時受入加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）に適合しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
15 の 7 集中的支援加算	注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して 3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない
16 福祉・介護職員等処遇改善加算	当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
15 の 5	イ 地域連携会議実施加算（Ⅰ） ロ 地域連携会議実施加算（Ⅱ）	583 単位 408 単位
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 5 の注
15 の 6	緊急時受入加算	100 単位
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 6 の注
15 の 7	集中的支援加算	1,000 単位
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 7 の注
16	福祉・介護職員等処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、 <u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u>	平 18 厚告 523 別表第 12 の 16 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 12 の 16 の 注 2

六 就労継続支援Ａ型

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
1 就労継続支援Ａ型サービス費	注１ 就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者（65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において規則第 6 条の 10 第 1 号に掲げる就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この注 1 において同じ。）、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労継続支援Ａ型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ａ型に係る障害福祉サービス（以下、「指定就労継続支援Ａ型等」という）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
	注２ 就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）については、指定就労継続支援Ａ型事業所（指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援Ａ型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員及び市長に届け出た評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和 3 年厚生労働省告示第 8 8 号）の規定により算出される評価点をいう。）以下同じ。）に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所等の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
	注３ 就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ）については、指定就労継続支援Ａ型事業所等（就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等を除く。）において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員及び市長に届け出た評価点に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所等（就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等を除く。）の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
(参考) 別表「介護給付費単位表」第 13 就労継続支援 A 型サービス費 (1 日につき) イ 就労継続支援 A 型サービス費 (I) ロ 就労継続支援 A 型サービス費 (II) ○就労継続支援 A 型サービス費の区分について 就労継続支援 A 型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援 A 型を提供した場合若しくは指定就労継続支援 A 型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援 A 型を提供した場合 (指定就労継続支援 A 型事業所とは別の場所で行われる支援を行う場合をいう。) 又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援 A 型を提供した場合 (特定旧法指定施設を利用していた者に限る。) に、<u>当該指定就労継続支援 A 型事業所における利用定員、人員配置及び評価点 (厚生労働大臣が定める事項及び評価方法 (令和 3 年厚生労働省告示第 88 号) の規定により算出されるスコアの合計をいう。)</u> に応じ、算定する。 なお、指定就労継続支援 A 型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援 A 型サービス費の算定対象とならないものであること。 ア 就労継続支援 A 型サービス費 (I) については、指定就労継続支援 A 型であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得た数以上であること。 イ 就労継続支援 A 型サービス費 (II) については、就労継続支援 A 型サービス費 (I) 以外の指定就労継続支援 A 型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること。 ○定員規模別単価の利用定員について 多機能型事業所 (指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。) である指定就労継続支援 A 型事業所にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第 2 条第 16 号に掲げる昼間実施サービスをいう。)) を行う指定障害者支援施設等 (以下「多機能型事業所等」という。)) にあつては当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。	平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の注 2 平 18 厚告 551 平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の注 3

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
1 就労継続支援 A 型サービス費	注 3 の 2 就労継続支援 A 型サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定に当たって、指定就労継続支援 A 型事業所等が新規に指定を受けた日から 1 年間は、当該指定就労継続支援 A 型事業所等の評価点が 80 点以上 105 点未満とみなして、1 日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
減算が行われる場合	注 4 就労継続支援 A 型サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定に当たって、次の①から②までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	いる・いない 非該当
定員超過利用減算	① 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の八のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 100 分の 70	いる・いない 非該当
サービス提供職員欠如減算	職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が 3 月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が 5 月以上継続している場合 100 分の 50	いる・いない 非該当
サービス管理責任者欠如減算		
個別支援計画未作成減算	② 指定就労継続支援 A 型等の提供に当たって、就労継続支援 A 型計画又は施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 (二) 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50	いる・いない 非該当
自己評価未公表減算	③ 自己評価未公表減算 指定就労継続支援 A 型等の提供に当たり、1 年に 1 回以上、自己評価を行い、その結果を公表している旨、市長に届け出していない場合 100 分の 85	いる・いない 非該当
情報公表未報告減算	注 5 法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100 分の 10 に相当する単位数）を減算しているか。	いる・いない 非該当
業務継続計画未策定減算	注 6 指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第 42 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない 非該当
身体拘束廃止未実施減算	注 7 指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第 48 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
虐待防止措置未実施減算	注 8 指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 又は指定障害者支援施設基準第 54 条の 2 に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない 非該当
その他	注 9 利用者が就労継続支援 A 型以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労継続支援 A 型サービス費を算定していないか。	いる・いない 非該当

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の注 3 の 2 平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 4 平 18 厚告 550 の八
注 5 情報公表未報告減算 ➤ P117 参照	平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 5
注 6 業務継続計画未策定減算 ➤ P117 参照	平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 6
注 7 身体拘束廃止未実施減算 ➤ P119 参照	平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 7
注 8 虐待防止措置未実施減算 ➤ P119 参照	平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 8
	平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 9

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	注1 イの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 注2 ロの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については、視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援事業A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
2の2 高次脳機能障害者支援体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
3 就労移行支援体制加算	注1 就労移行支援体制加算（Ⅰ）については、1のイの就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 注2 就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、1のロの就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3の2 就労移行連携加算	注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援A型等を受けたものを除く。）が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。	いる・いない
4 初期加算	注 指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
5 訪問支援特別加算	注 指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労継続支援A型従業者」という。）が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない
6 利用者負担上限管理加算	注 指定就労継続支援A型事業者又は指定障害者支援施設が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 食事提供体制加算	注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
3の2 就労移行連携加算 1,000 単位	平 18 厚告 523 別表第 13 の 3 の 2 の注
4 初期加算 30 単位	平 18 厚告 523 別表第 13 の 4 の注
5 訪問支援特別加算 (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位 (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位 訪問支援特別加算については、指定就労継続支援 A 型等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね 3 ヶ月以上継続的に当該指定就労継続支援 A 型等を利用していた者が、最後に当該指定就労継続支援 A 型等を利用した日から中 5 日間以上連続して当該指定就労継続支援 A 型等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定就労継続支援 A 型等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る就労継続支援 A 型計画の見直し等の支援を行った場合に、1 回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。 なお、この場合の「5 日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で 5 日間をいうものであることに留意すること。 なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、就労継続支援 A 型計画に基づいて行われるべき指定就労継続支援 A 型等に要する時間に基づき算定されるものであること。 また、この加算を 1 月に 2 回算定する場合については、この加算の算定後又は指定就労継続支援 A 型等の利用後、再度 5 日間以上連続して指定就労継続支援 A 型等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。	平 18 厚告 523 別表第 13 の 5 の注
6 利用者負担上限額管理加算 150 単位 利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。	平 18 厚告 523 別表第 13 の 6 の注
7 食事提供体制加算 30 単位 食事提供体制加算については、原則として当該事業所内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められるものである。 この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。 なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。	平 18 厚告 523 別表第 13 の 7 の注

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
8 福祉専門職員配置等加算	注1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3）において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業者等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 注2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 注3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の(1)又(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。 (1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 (2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
9 欠席時対応加算	注 指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援A型従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
10 医療連携体制加算	注 1 イの医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 2 ロの医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が 1 時間以上 2 時間未満の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 3 ハの医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 2 時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 4 ニの医療連携体制加算（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	いる・いない
	注 5 ホの医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 6 ヘの医療連携体制加算（Ⅵ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令																		
10 医療連携体制加算 <table border="0"> <tr> <td>イ 医療連携体制加算(Ⅰ)</td><td>32 単位</td></tr> <tr> <td>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)</td><td>63 単位</td></tr> <tr> <td>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)</td><td>125 単位</td></tr> <tr> <td>ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)</td><td></td></tr> <tr> <td> (1) 看護を受けた利用者が1人</td><td>800 単位</td></tr> <tr> <td> (2) 看護を受けた利用者が2人</td><td>500 単位</td></tr> <tr> <td> (3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下</td><td>400 単位</td></tr> <tr> <td>ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)</td><td>500 単位</td></tr> <tr> <td>ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)</td><td>100 単位</td></tr> </table> (一) 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。 ア 指定就労継続支援A型事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定就労継続支援A型事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。 イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。 ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。 エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日付け保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。） (二) 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)について、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。 ア 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。 イ 医療連携体制加算(Ⅳ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。 ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)		(1) 看護を受けた利用者が1人	800 単位	(2) 看護を受けた利用者が2人	500 単位	(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400 単位	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位	平18厚告523 別表第13の10の注1 平18厚告523 別表第13の10の注2 平18厚告523 別表第13の10の注3 平18厚告523 別表第13の10の注4 平18厚告523 別表第13の10の注5 平18厚告523 別表第13の10の注6
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位																		
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位																		
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位																		
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)																			
(1) 看護を受けた利用者が1人	800 単位																		
(2) 看護を受けた利用者が2人	500 単位																		
(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400 単位																		
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位																		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位																		

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
11 重度者支援体制加算	注1 重度者支援体制加算(Ⅰ)については、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級(国民年金法(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 注2 重度者支援体制加算(Ⅱ)については、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。	いる・いない いる・いない
12 賃金向上達成指導員配置加	注 指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員(生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画(以下「賃金向上計画」という。)を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。以下同じ。)を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ(職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。)を図るための措置を講じているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
11 重度者支援体制加算 イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) (一) 重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。 (二) 重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。 (三) 利用実績の算定については、次によるものとする。 ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金1級受給者の延べ人数を算出 イ 前年度における利用者の延べ人数を算出 ウ ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金1級受給者延べ人数割合を算出	平 18 厚告 523 別表第 13 の 12 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 13 の 12 の 注 2
12 賃金向上達成指導員配置加 イ 利用定員が 20 人以下の場合 70 単位 ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下の場合 43 単位 ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下の場合 26 単位 ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下の場合 19 単位 ホ 利用定員が 81 人以上の場合 15 単位 (一) 賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で 1 以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1 日つき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。 (二) 注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知の 1 の (2) で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式 2-1 の経営改善計画書の 1 に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を 2 から 6 に記載することで、賃金向上計画とすることができる。 (三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。	18 厚告 523 別表第 13 の 12 の 2 の 注

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
13 送迎加算	注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268 号）を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設（国，地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設（ただし，地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 13 において同じ。）において，利用者（当該指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して，その居宅等と指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
14 障害福祉サービスの体験利用支援加算	注 1 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 A 型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。 (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 注 2 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定しているか。 注 3 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定しているか。 注 4 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
14 の 2 在宅時生活支援サービス加算	注 指定就労継続支援 A 型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
14 障害福祉サービスの体験利用支援加算 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位 ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位 (一) 体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定就労継続支援 A 型等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。 ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 (i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 (ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 (iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定就労継続支援 A 型等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。 また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。 (二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、1 日につき所定単位数にさらに 50 単位を加算する。	平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 4
14 の 2 在宅時生活支援サービス加算 300 単位 (一) 在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労継続支援 A 型事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。 (二) 在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労継続支援 A 型を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。	平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の 2 の注

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
14 の 3 社会 生活支援特別 加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等が、厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）に対して、特別な支援に対応した就労継続支援 A 型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して 3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
14 の 4 緊急 時受入加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
14 の 5 集中 的支援加算	注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となっていく集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して 3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
14 の 3 社会生活支援特別加算 480 単位 (一) 対象者の要 医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援 A 型事業所等を利用することになった者をいうものである。 なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後 3 年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援 A 型等を利用することになった場合、指定就労継続支援 A 型等の利用を開始してから 3 年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。 (二) 施設要件 加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。 なお、こうした支援体制については、協議会の場合等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。 また、従業員に対する研修会については、原則として事業所の従業員全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を退所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。 (三) 支援内容 加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。 ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、就労継続支援 A 型計画等の作成 イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等 ウ 日常生活や人間関係に関する助言 エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援 オ 日中活動の場における緊急時の対応 カ その他必要な支援	平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の 3 の注 平 18 厚告 551 の五 平 18 厚告 556 の九
14 の 4 緊急時受入加算 100 単位	平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の 4 の注
14 の 5 集中的支援加算 1,000 単位	平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の 5 の注

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
15 福祉・介護職員 等処遇改善加算	当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあつては、その他の加算は算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
15 福祉・介護職員等処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u>	平 18 厚告 523 別表第 13 の 15 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 13 の 15 の 注 2

七 就労継続支援Ｂ型

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1 就労継続支援 Ｂ型サービス費	1 就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき） イ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ） ロ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ） ハ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ） ニ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ） ホ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ） ヘ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ） ト 基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費 注１ イからトについては、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第 198 条に規定する指定就労継続支援Ｂ型、指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当就労継続支援Ｂ型（以下「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ｂ型（規則第 6 条の 10 第 2 号に掲げる就労継続支援Ｂ型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型等」という。）又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 注２ イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第 198 条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注 2 から注 7 までにおいて「特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等」という。）において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。 注３ ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。 注４ ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
(参考) 別表「介護給付費等単位数表」第14 ① 就労継続支援B型の対象者について 就労継続支援B型については、次の（一）から（三）までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 （一）就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 （二）50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 （三）（一）及び（二）のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 ※平均工賃月額の見直し 【新算定式】年間工賃支払総額 ÷ （年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数）÷12月 ○就労継続支援B型サービス費の区分について ア 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合（1の（4）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、<u>当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</u> （注2）就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）については、 工賃向上計画（「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」という。）における工賃向上計画をいう。以下同じ）を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。 （注3）就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）については、 工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定している場合を除く）。 （注4）就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）については、 工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定している場合を除く）。	平18厚告523 別表第14の1の注1 平18厚告523 別表第14の1の注2 平18厚告551の六のイ 平18厚告523 別表第14の1の注3 平18厚告523 別表第14の1の注4

主眼事項	着 眼 点	自己評価
新規指定の就労継続支援B型サービス費の算定について	注5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
	注6 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
	注7 ヘについては、注2から注6までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注4に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する注2から注6までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注4に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
	注8 トについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
	注9 イ、ロ及びハの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。	いる・いない 非該当

チェックポイント	根拠法令
イ 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定している場合を除く）。 (注５) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を６で除して得た数以上であること。 (注６) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅴ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を７.５で除して得た数以上であること (注７) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を１０で除して得た数以上であること (注８) 基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援Ｂ型を提供した場合に算定する。 (注９) 新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定について ➤ 注９については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等において初年度の１年間は、平均工賃月額が１０,０００円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。 ➤ 年度途中で指定された事業所については、初年度及び２年度目の１年間は、平均工賃月額が１０,０００円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。 ➤ ただし、支援の提供を開始してから６月経過した月から当該年度の３月までの間は、支援の提供を開始してからの６月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 5 平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 6 平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 7 平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 8 平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 9

主眼事項	着 眼 点	自己評価
【減算が行われる場合】	注 10 イからトまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合は、（１）又は（２）に掲げる割合を所定単位数に乘以て得た数を算定しているか。	いる・いない 非該当
定員超過 人員欠如	（１）利用者数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合、別に厚生労働大臣が定める割合 ・ 定員超過利用減算（基本単位数の 70%を算定） ・ サービス提供職員欠如減算 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 70%を算定する。 減算が適用された月から 3 月以上連続して基準を満たさない場合、減算が適用された 3 月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 50%を算定する。 ・ サービス管理責任者欠如減算 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 70%を算定する。 減算が適用された月から 5 月以上連続して基準を満たさない場合、減算が適用された 5 月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 50%を算定する。	いる・いない 非該当 いる・いない 非該当 いる・いない 非該当
個別支援計画未作成減算	（２）個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の 70%を算定する。 減算が適用された月から 3 月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された 3 月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の 50%を算定する。	いる・いない 非該当
短時間利用減算	注 11 ニからヘについては、前 3 月における指定就労継続支援B型事業所等の利用者のうち、当該指定就労継続支援B型事業所等の平均利用時間（前 3 月において当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等を利用した日数で除して得た時間をいう。）が 4 時間未満の利用者の占める割合が 100 分の 50 以上である場合には、所定単位数の 100 分の 30 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
情報公表未報告減算	注 12 法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100 分の 10 に相当する単位数）を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
業務継続計画未策定減算	注 13 指定障害福祉サービス基準第 202 条、第 206 条及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第 42 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない 非該当
身体拘束廃止未実施減算	注 14 指定障害福祉サービス基準第 202 条、第 206 条及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第 48 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	いる・いない 非該当
虐待防止措置未実施減算	注 15 指定障害福祉サービス基準第 202 条、第 206 条及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 又は指定障害者支援施設基準第 54 条の 2 に規定する基準を適合していない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない 非該当
その他	注 16 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労継続支援B型サービス費を算定していないか	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い ア 利用定員 50 人以下の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に 150%を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員 51 人以上の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125%を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合 (二) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125%を乗じて得た数を超える場合 ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 10 平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 10 (1) 平 18 厚告 550 の九 別表第 14 の 1 の注 10 (2)
注 11 短時間利用減算 ➤ 就労継続支援 B 型サービス費 (Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ) を算定している場合に、利用時間が 4 時間未満の利用者が全体の 5 割以上である場合は所定単位数の 70%で算定すること。(個人支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外)	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 11
注 12 情報公表未報告減算 ➤ P117 参照	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 12
注 13 業務継続計画未策定減算 ➤ P117 参照	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 13
注 14 身体拘束廃止未実施減算 ➤ P119 参照	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 14
注 15 虐待防止措置未実施減算 ➤ P119 参照	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 15
	平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 16

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	注 1 イの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。注２において同じ。）が当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 注 2 ロの視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）については、視覚障害者等である指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数が当該指定就労継続支援Ｂ型等の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
2の2 高次脳機能障害者支援体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
3 就労移行支援体制加算	注 1 就労移行支援体制加算（Ⅰ）については、１のイの就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又はロの就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所等であって、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。以下この注１において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）（過去３年間において、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 注 2 就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、１のハの就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）を算定している事業所等であって、就労定着者が前年度において１人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント		根拠法令
2 イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）	51 単位	平 18 厚告 523
ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）	41 単位	別表第 14 の 2 の注 1、2
2 の 2 高次脳機能障害者支援体制加算 ➤P125 参照	41 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の 2 の注
3 就労移行支援体制加算		
（一）就労移行支援体制加算（Ⅰ）については、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援 B 型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所等であって、事業所等における指定就労継続支援 B 型等を受けた後就労（指定就労継続支援 A 型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が 6 月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該事業所において指定就労継続支援 B 型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援 B 型等を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者）（過去 3 年間に於いて、当該事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限る。「就労定着者」という。）が前年度に於いている場合、<u>利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</u>		平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の注 1
（二）就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅲ）を算定している事業所等であって、就労定着者が前年度に於いて 1 人以上いるものとして市長に届け出た事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき当該指定就労継続支援 B 型等を行った日の属する年度の<u>利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</u>		平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の注 2
（三）就労移行支援体制加算（Ⅲ）については、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅳ）又はホの就労継続支援 B 型サービス費（Ⅴ）を算定している事業所等であって、就労定着者が前年度に於いて 1 人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき当該指定就労継続支援 B 型等を行った日の属する年度の<u>利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</u>		平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の注 3
（四）就労移行支援体制加算（Ⅳ）については、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅵ）を算定している指定就労継続支援 B 型事業所等であって、就労定着者が前年度に於いて 1 人以上いるものとしては市長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき当該指定就労継続支援 B 型等を行った日の属する年度の<u>利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</u>		平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の注 4
（五）就労継続支援 B 型を経て企業等に就労した後、就労継続支援 B 型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から 6 月）中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後 1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月に達した者は就労定着者として取り扱う。		
（六）注 1 中「6 月に達した者」とは、前年度に於いて企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者である。例えば、令和 5 年 10 月 1 日に就職した者は、令和 6 年 3 月 31 日に 6 月に達した者となる。		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3 就労移行支援体制加算	注3 就労移行支援体制加算（Ⅲ）については、1の二の就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）又はホの就労継続支援B型サービス費（Ⅴ）を算定している事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 注4 就労移行支援体制加算（Ⅳ）については、1のへの就労継続支援B型サービス費（Ⅵ）を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとしては市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
3の2 就労移行連携加算	注 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後、就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援B型等を受けたものを除く。）が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援B型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。	いる・いない
4 初期加算	注 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	

チェックポイント	根拠法令
3の2 就労移行連携加算 1,000 単位 (一) 就労移行連携加算については、就労継続支援B型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者（通常の事業所に雇用された利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援B型を受けたものを除く。）がいる就労継続支援B型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援B型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援B型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。 ただし、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。 (二) 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援B型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。 (三) 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援B型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。 なお、情報の提供に当たっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 2 の注
4 初期加算 30 単位 (一) 初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。 なお、この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。 なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。 (二) 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係 初期加算は、利用者が過去3月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。 なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。）については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を 30 日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。 (三) 30 日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。 ただし、指定就労継続支援B型事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 4 の 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 訪問支援特別加算	注 指定就労継続支援B型事業所等において継続して指定就労継続支援B型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援B型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援B型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労継続支援B型従業者」という。）が、就労継続支援B型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援B型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援B型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない
6 利用者負担上限額管理加算	注 指定就労継続支援B型事業者又は指定障害者支援施設が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 食事提供体制加算	注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型事業所の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 (3) 利用者ごとの体重又はBMIを概ね6月に1回記録していること。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令				
5 訪問支援特別加算 <table border="0"> <tr> <td>(1) 所要時間 1 時間未満の場合</td><td>187 単位</td></tr> <tr> <td>(2) 所要時間 1 時間以上の場合</td><td>280 単位</td></tr> </table> 訪問支援特別加算については、指定就労継続支援B型等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定就労継続支援B型等を利用していた者が、最後に当該指定就労継続支援B型等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定就労継続支援B型等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定就労継続支援B型等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る就労継続支援B型計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。 なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。 なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、就労継続支援B型計画に基づいて行われるべき指定就労継続支援B型等に要する時間に基づき算定されるものであること。 また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定就労継続支援B型等の利用後、再度5日間以上連続して指定就労継続支援B型等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。 6 利用者負担上限額管理加算 150 単位 利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 7 食事提供体制加算 30 単位 食事提供体制加算については、原則として当該事業所内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められるものである。 この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。 なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	187 単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	280 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 5 の注 平 18 厚告 523 別表第 14 の 6 の注 平 18 厚告 523 別表第 14 の 7 の注
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	187 単位				
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	280 単位				

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 福祉専門職員配置等加算	注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項第 1 号、指定障害福祉サービス基準第 220 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注 2 及び注 3 において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業者等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注 2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。	いる・いない
	注 3 ハについては、次の（1）又（2）のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イ福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又はロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。 （1） 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。 （2） 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令						
8 福祉専門職員配置等加算 <table border="0"> <tr> <td>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)</td><td>15 単位</td></tr> <tr> <td>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)</td><td>10 単位</td></tr> <tr> <td>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</td><td>6 単位</td></tr> </table> (四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。 なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者（例：生活介護の生活支援員を 0.5 人分、就労移行支援の職業指導員を 0.5 人分勤務している者）については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 8 の注
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位						
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位						
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位						

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8の2 ピアサポート実施 加算	注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において「障害者」という。）又は障害者であったと市長が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、かつ、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 (1) 1の2の就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、ホの就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又はヘの就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定していること。 (2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。 (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定就労継続支援B型事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	いる・いない
9 欠席時対応加算	注 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所において指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援B型従業者又は指定障害福祉サービス基準第206条において準用する第186条の規定に基づき基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
8の2 ピアサポート実施加算 100単位	平18厚告523 別表第14の8の2の注
9 欠席時対応加算 94単位 (一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。 (二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労継続支援B型等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 ※ 欠席時対応加算は、いわゆる“キャンセル料”ではないことから、単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目については必須で記載してください ①連絡日時 ②相談支援を行った職員の職名・氏名 ③利用者が相談を必要としている（困っている）状況 ④相談支援の具体的内容・経緯など ⑤次回通所予定日	平18厚告523 別表第14の9の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
10 医療連携体制 加算	注1 イの医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。注2において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 ロの医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注3 ハの医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注4 ニの医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	いる・いない
	注5 ホの医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
	注6 ヘの医療連携体制加算(Ⅵ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
10 医療連携体制加算 イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32 単位 ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63 単位 ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125 単位 ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)看護を受けた利用者が1人 800 単位 (2)看護を受けた利用者が2人 500 単位 (3)看護を受けた利用者が3人以上8人以下 400 単位 ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) 500 単位 ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) 100 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 4 平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 5 平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 6

主眼事項	着 眼 点	自己評価
11 地域協働加算	注 1 の二の就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、ホの就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又はヘの就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等（当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
12 重度者支援体制加算	注1 イについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級(国民年金法(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 注2 ロについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イを算定している場合は、算定しない。	いる・いない いる・いない
13 目標工賃達成指導員配置加算	注 目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
11 地域協働加算 30 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 11 の注
12 重度者支援体制加算 イ 重度者支援体制加算（Ⅰ） (1) 利用定員が 20 人以下 56 単位 (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 50 単位 (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 47 単位 (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 46 単位 (5) 利用定員が 81 人以上 45 単位 ロ 重度者支援体制加算（Ⅱ） (1) 利用定員が 20 人以下 28 単位 (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 25 単位 (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 24 単位 (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 23 単位 (5) 利用定員が 81 人以上 22 単位 （一） イの重度者支援体制加算（Ⅰ）については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数（障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者から除く。以下(二)において同じ。）の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援 B 型事業所である場合、算定する。 （二） ロの重度者支援体制加算（Ⅱ）については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数の 100 分の 25 以上 100 分の 50 未満である指定就労継続支援 B 型事業所である場合、算定する。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 12 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 14 の 12 の注 2
13 目標工賃達成指導員配置加算 イ 利用定員が 20 人以下 45 単位 ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下 40 単位 ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下 38 単位 ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下 37 単位 ホ 利用定員が 81 人以上 36 単位 目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）及び（Ⅳ）を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 5 で除して得た数以上である場合に、加算する。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 13 の注 平 18 厚告 551 の六の ロ

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13の2 目標工賃達成加算	注 13の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。この場合において、当該工賃目標は前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上でなければならない。	いる・いない
14 送迎加算	注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国，地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（ただし，地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において，利用者（当該指定就労継続支援B型事業所等又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して，その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。 注2 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない いる・いない
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算	注1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。 (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 （続く）	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
13の2 目標工賃達成加算	10 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 14 の 2 の注
14 送迎加算		平 18 厚告 523 別表第 14 の 14 の注 1
イ 送迎加算(Ⅰ)	21 単位	
ロ 送迎加算(Ⅱ)	10 単位	平 24 厚告 268 の三 準用(一)
(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。 ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。		
(二) 報酬告示第 14 の 14 の送迎加算のうち、送迎加算(Ⅰ)については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。 また、送迎加算(Ⅱ)については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。		
(ア) 1 回の送迎につき、平均 10 人以上(ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、1 回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上)の利用者が利用		平 18 厚告 523 別表第 14 の 14 の注 2
(イ) 週 3 回以上の送迎を実施 なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。		
(三) 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定共同生活援助事業所等」という。)と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。		
(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。		
(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第 14 の 14 の注 2 の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。		
(六) 「これに準ずる者」とは、区分 4 以下であつて、第 543 号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上である		
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算		
イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	500 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 1
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	250 単位	
(一) 体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定就労継続支援 B 型等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であつて、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること)。		
ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合		
イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算	注2 イについては、体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 注3 ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 注4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
16 在宅時生活支援サービス加算	注 指定就労継続支援B型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。加算しているか。	いる・いない
16の2 社会生活支援特別加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
16の3 緊急時受入加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
16の4 集中的支援加算	注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となっていく集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
(i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 (ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 (iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。 また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 3
(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、1 日につき所定単位数にさらに 50 単位を加算する。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 4
16 在宅時生活支援サービス加算 300 単位 (一) 在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労継続支援 B 型事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。 (二) 在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労継続支援 B 型を在宅で利用する際に、支援を受けなければ在宅利用が困難な場合に加算する。	平 18 厚告 523 別表第 14 の 16 の注
16 の 2 社会生活支援特別加算 480 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 16 の 2 注
16 の 3 緊急時受入加算 100 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 16 の 4 注
16 の 4 集中的支援加算 1,000 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 16 の 4 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
17 福祉・介護職員 等処遇改善加算	当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
17 福祉・介護職員等処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u>	平 18 厚告 523 別表第 14 の 17 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 14 の 17 の 注 2

(参考) 主な根拠法令等

区分	略 号	法 令 等 名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日，法律第 123 号）
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年 1 月 25 日，政令第 10 号）
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日，厚生労働省令第 19 号）
	平 18 厚令 172	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省令第 172 号）
	平 24 厚令 16	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日，厚生労働省令第 16 号）
告示	平 18 厚告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 523 号）
	平 18 厚告 539	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 539 号）
	平 18 厚告 541	厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 541 号）
	平 18 厚告 542	厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 542 号）
	平 18 厚告 543	厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 543 号）
	平 18 厚告 544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 544 号）
	平 18 厚告 545	食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 545 号）
	平 18 厚告 550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 550 号）
	平 18 厚告 551	厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 551 号）
	平 18 厚告 556	厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 556 号）
	平 21 厚告 177	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成 21 年 3 月 30 日，厚生労働省告示第 177 号）
	平 24 厚告 268	厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年 3 月 30 日，厚生労働省告示第 268 号）

区分	略 号	法 令 等 名
通知等	平 17 障発第 1020001 号	障害者(児)施設における虐待の防止について(平成 17 年 10 月 20 日, 障発第 1020001 号)
	平 18 障発第 1031001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 1 月 31 日, 障発第 1031001 号)
	平 18 障障発第 1002001 号	障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について(平成 18 年 10 月 2 日, 障障発第 1002001 号)
	平 18 障障発第 1002003 号	就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平成 18 年 10 月 2 日, 障障発第 1002003 号)
	平 18 障発第 1031001 号	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日, 障発第 1031001 号)
	平 18 障発第 1206002 号	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成 18 年 12 月 6 日, 障発第 1206002 号)
	平成 19 障発第 0126001 号	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員, 設備及び運営に関する基準について(平成 19 年 1 月 26 日, 障発第 0126001 号)
	平 19 障障発第 0402001 号	就労移行支援事業, 就労継続支援事業(A 型, B 型)における留意事項について(平成 19 年 4 月 2 日, 障障発第 0402001 号)
		福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針(平成 14 年 3 月 28 日, 福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)
市条例	市条例第 37 号	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員, 設備及び運営に関する条例(平成 24 年 12 月 25 日, 条例第 53 号)